

令和6年第4回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年12月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

6番 武澤豪

会議録署名議員

16番 吉田稔                      17番 木村松雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 住友勝次

水道部次長 吉成永吾

財政課長 藤井信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 清田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務係長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ原田健資君の代表質問を許可いたします。

原田健資君。

○5番（原田健資君） おはようございます。

原田健資、志政クラブ、番号5番、質問を始めさせていただきます。

最初に、道路の新設について、阿波市と徳島市間の北岸堤防道路のうちの上板町境の未改修区間約900メートルの堤防下段道等の市道化改修促進をという質問で始めさせていただきますと思います。

阿波市から徳島方面に通勤する人は多いと思いますが、いろいろなルートがあると思います。そのうちの 하나가吉野川北岸堤防を通る土成徳島線などと思います。そして、その線に接続するのが、問題の吉野川北岸の上板町境の堤防道路なのです。

ここは、今はスムーズな接続ではありません。この道は、阿波町から、市場町から、土成町から、吉野町から、非常に徳島方面に向けては便利な道なので、今も多くの市民の利用が見受けられます。通行規制のくいがあっても擦り抜けて通る人が大変多いと思います。くいにこすったり、当たったり、激突してか、しょっちゅうくいが傷んでいます。事故で車の損害もお金の損失も多いと思います。朝早く出かける長距離の徳島通勤、それでも通る人が多い。それほど多くの市民が利用している道なのです。今まで信号待ちの改善や道の直線化など様々な提案をしてきましたが、ここでの件の進展がありません。今回はぜひよろしくお願いいたします。

上板町も、藍住町も、石井町も、徳島市も、堤防道は進んでいます。上段も下段も並行

して車が走っているところさえもあります。阿波市の道もそうあってほしいのです。市場町の阿波病院から川内町の海辺まで、北岸の堤防道路約33キロのうち一般道になっていない区間は阿波市と上板町境の約900メートルのここだけなのです、33キロのここだけなのです。ここは阿波市の重要な東の玄関口です。田舎道ではありません、重要な道なのです。ここだけができていないのです。堤防小段には既に土の道があります。できていますので、少しの手間で、縁石やコンクリート要らずで、舗装のみで整備できそうじゃないかと思います。

通勤は渋滞が付き物です。時間との勝負です。制限もあります、障害もあります。困難を乗り越えての遠距離通勤は大変だと思います。ということで、少しでも、一分でも早く快適な通勤ができるよう、快適な道の提供が急務ではないでしょうか。リニアモーターでより速く、より便利に、リニアの新幹線ではありませんが、阿波市をより速く、より便利に県庁所在地の徳島市のほうに近づける、これは肝腎です。これは阿波市の役目です。

阿波市のここだけ周辺では遅れていませんか。県都の徳島方面からならば阿波市の表玄関の道です。うどんに、土柱に、札所や88番大窪寺までも分刻みでのアクセスができるのです。この道を通して、いらっしゃい阿波市へ、と言いたいのです。ぜひよろしく願いいたします。

ということで、先ほど冒頭で申し上げました質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） おはようございます。

志政クラブ原田健資議員の代表質問の1問目、道路の新設についての1点目、阿波市と徳島市間の北岸堤防道路のうち上板町境の未改修区間約900メートルの堤防下段道などの市道化改修促進をとのご質問に答弁させていただきます。

議員からご質問いただいております道路は、県道宮川内牛島停車場線の西条大橋北詰から東へ約450メートルに位置し、そこから東向きに吉野川左岸の小段を走る市道東須賀2号線、市道東須賀4号線で、距離は約500メートル、及び行政区域を上板町に移し、堤防小段の国土交通省が所管する未改良の河川管理道で、距離は約400メートルになります。

吉野川左岸堤防に併設する本市管内の道路については、国土交通省から河川法の規定に基づき占用許可を受け、市が市道認定を行い管理しており、建設課職員による定期的なパ

トロール、利用者からの要望を踏まえ、舗装修繕や維持管理区域である路肩1メートルの除草業務を実施し、車両などの安全な通行の確保に務めているところです。

この市道は、地域の生活道として、沿線に住まわれる市民の方が利用されているとともに、朝夕の通勤時間帯に県道徳島吉野線や吉野川右岸の県道板野川島線の渋滞を回避する目的で一部のドライバーが利用されています。しかし、道路の状況は、ほとんどの区間が幅員4メートル程度であり、朝夕の通勤時間帯には車両の対向に苦慮しており、歩行者や近隣住民にとっても通行しにくい状況になっています。

また、上板町に入ってから堤防小段の河川管理道については、幅員4メートル程度の未改良区間であることから、国土交通省において道路改良を行っていただく必要があり、相当の期間と事業費が必要と考えられます。

このことから、本市管内の堤防併設道路につきましては、市道管理者としてより安全な通行の確保にしっかりと取り組んでいく必要があると認識しており、今後とも道路の安全管理に務めるとともに、議員ご質問の区間の整備について、将来的な交通量や必要性などを総合的に判断し、関係機関への働きかけを行ってまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。

上板町にも国土交通省にも積極的に働きかけていただき、ぜひ必要な道ですので、最大限の交渉をよろしくお願いいたします。ここはほかの田舎道よりも、ほかの市道よりも多くの車が利用しております。上段部はくいをのけるだけでオーケー、小段部は既に道がありますので、コンクリートや縁石要らず、土地代要らず、アスファルトをひくだけで、安い費用でできると思います。空港や高速バス乗り場へ続く道です。早く規制くいをのけていただき、直線的に堂々と通れるようにしていただきたいと思います。長年の願望です。よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。

農地の補助金について、景気対策として農地に対して補助金の支給をしてはどうかというところに移らせていただきます。

今年の米の値段はよかったですようですが、しかしながらずっとずっと長い間、米の値段は安く、農家の収入は働けど上がらず、そんな状態だったと思います。もうけが少ない、安

い、ずっとずっと耐えてきている農家。農民のもうけは少ない、ここ十数年というより、ずっと農業の所得は少ないままできました。生かさず殺さずという言葉がありますが、米作りに対して生かさず殺さず、そんなようなものじゃないでしょうか。

今年の米の値段はよかったようですが、長年の痛手を癒やすという意味で、農家に減税などできる援助、補助の方法はないのでしょうか。農地に対する水代、固定資産税でさえも重い負担になっています。手間がかからずに還元できる方法は、課税率操作での減税は事務的にも費用もかからず簡単にできるのではないかと思います。農地の面積に税率を掛けるだけの画面操作で簡単にできそうに思いますが、どうでしょう。

農業に対して補助的なものが感じられません。農地保全の意味も込めて、面積に応じて補助とか、農業補助の恩恵を末端までお返しください。下々も、頑張る人も、頑張れない人も、中小農業にも、農地面積に応じて補助できないでしょうか。税率変更が無理で、ほかの予算に影響するとなれば、ならば補助金を出してはいかがでしょう。県下の阿波市、何か農民救済の補助金を出せないでしょうかという質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 志政クラブ原田健資議員の代表質問の2問目、農地の補助金について、景気対策として農地に対して補助金の支給をしてはどうかについて答弁をさせていただきます。

令和5年の本市における耕地面積は3,500ヘクタールで、県内では阿南市に次ぐ2番目の広さとなっており、令和4年度の農業産出額は143億3,000万円で、県内では第1位を誇る農業立市でございます。こうしたことから、本市では農業者を応援するため、国、県の支援策を有効活用するとともに、加えて市単独事業を継続して実施するなど、農業発展のため、様々な事業を展開しているところでございます。

こうした中、議員ご質問の農地に対する補助金の支給についてでございますが、本市においては、現在、農業の生産活動や農地の保全活動に伴い、国、県など多くの補助金制度を活用し、農業者の皆様にご支援をさせていただいておりますが、具体的には、農地10アール当たり3,000円などを支援する多面的機能支払交付金事業があり、総額で約1億4,400万円、10アール当たり2万1,000円などを支援する中山間地域等直接支払交付金事業で約3,800万円、また10アール当たり7,000円を支援する経営所得安定対策事業で2億2,500万円となっているなど、農地面積に応じた支援策を積

極的に行っているところでございます。

議員お話しの、耕作や保全管理にとられることなく、農地の所有者に対し、農地面積に応じて一律に補助金を支給する事業の創設は、大変厳しい財政状況の中、事業実施につきましても非常に難しいものと考えておりますが、今後、議員ご提案の支援策も参考にさせていただきながら、本市農業が持続可能でさらに魅力的な農業となるよう、引き続き国等の支援策を有効活用し、将来を見据えた効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。

多額の補助金が出ているということですが、あまり直接的に農地に対して補助が出ているとは今まで実感がありませんでした。固定資産税の減額をやればほかにも大きな影響が阿波市にも出るのか、かえってマイナスになるとのこと、全体的にそれも難しそうで、補助金しかないようですが、とにかく補助金の恩恵を受けていない、受けた実感がない人が多いのではないのでしょうか。国のほうの減税を期待するしかないということでしょうか。もうけにならない農家に補助金を何かできないのでしょうか。将来的には実感の残る補助を期待したいと思います。

以上です。

次、災害対策について、山間部の多い阿波市の災害情報早期収拾と近代的対策はどうかということについて質問させていただきます。

さきの豪雨災害で孤立集落への救援が遅れ、問題視されました。早期情報収拾ができないことも問題点でした。1本しかない道、山崩れ、山の谷あいでも被害もありました。

一方で、地元近辺では、昔、蜂須賀の殿様が日開谷川の氾濫被害の市場町の視察に来たという話があります。そのときには、被害を見て年貢を免除されたという話もあります。また、大隈重信が亡くなった頃にも氾濫がまたもあって、被害があった家があるそうで、大金持ちの大家さんが多額の寄附をしたという記事を見たことがあります。身近な川にも被害の歴史はあるようです。この辺りは、川に沿って人口も多く、讃岐まで奥深いところでもあります。

最近、防災フェスタがありました。たくさんの人といろいろな機器が並んで盛況でした。防災には近代的な機器が欠かせません。阿波市の防災は大丈夫なのでしょうか。最近

の機器はどうか。山間部での奥深い阿波市ですが、伊沢谷、大久保谷、日開谷、宮川内谷など中小河川の防災が心配されます。奥深い山間部の出来事はつかみ切れません。上流の危険を早期に把握することが肝要と思います。

ということで、質問は当初に述べました、山間部の多い阿波市の災害情報早期収拾と近代的対策はどうかという質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田健資議員の代表質問の3問目、災害対策について、山間部の多い阿波市の災害情報早期収拾と近代的対策はどうかの質問に答弁をさせていただきます。

この質問に関しましては、私も最近上京して、全国的な要望等、いろんな大会に参加しております。国のほうも予算編成をしていく中で、最優先課題の予算ということで、防災・減災、国土強靱化というのは最も重要な、国民また阿波市民の生命、財産を守る大切なことだと思っております。そして、振り返ってみますと、29年前の平成7年には未曾有の大震災といわれました阪神・淡路大震災というのがございまして、6,300人の方が亡くなりました。こういったことを越えまして、13年前の平成23年には1万6,000人もの死者を出した東日本大震災というのがございました。こういったことを経て、今年元旦早々に、午後4時過ぎに能登半島地震というのがございまして、9月に入りますと、そこに重ねて能登の豪雨ということで、地元の方には重ねてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

生命と財産を守るということは非常に大事なことで、もちろん大事なのは自助、共助、公助というのが言われておりますが、いろんな過去のデータを見てみますと、自助、共助というのが大きな役割を果たしておりまして、公助というのも避難所の開設とか備蓄品の準備とかいろんな役割を担っておりますが、自助、共助の面で、今年度におきましては市内の10小学校区の全てに自主防災組織連合体というのができまして、自助、共助の体制ってというのが、仕組みづくりが始まったという認識でおります。

議員がご質問の、本市は山間部が多いという事実がございまして、こういったことで、今後大規模地震等が発生した場合に道路や通信手段が途絶して孤立化する集落が生じる可能性も想定されます。こういった孤立化、集落の被災状況の把握など情報の収集については、その後の対策手段を講じる上で必要不可欠であり、初動対応が極めて重要であると考えております。

今、そういった分野の中で、72時間の壁というのが言われておまして、これは3日間なんです。3日間の間でいろんな対策を講じることによって、人命と申しますか、生存率が非常に上がるということで早期対策が求められております。

そういったことで、本市の対策といたしましては、平成28年度に全国に先駆けまして、行方不明者の捜索活動など災害対応としてドローンを導入して情報収集を行ってきたことから、いざ孤立化集落が生じた場合でも可能な限り速やかに孤立集落へ出向き、日々の操縦訓練の成果によって情報収集が可能であると考えております。

また、二次災害の発生に万全の注意を払いながらにはなりますが、ドローンと同時に導入した災害用のオフロードバイクの展開も情報収集手段として大いに役立つものと考えております。

なお、道路とか通信網その他インフラ設備等被害が及ばない場合、また早期に復旧された場合においては、市公式LINEなどあらゆるツールを活用して、早急に対策を講じるとともに、安全確保を最優先として、地域防災力の要であります管轄消防団による戸別訪問や安否確認を実施いたしまして、必要に応じ、避難行動のサポートも行うこととしております。

なお、近年、このような大規模災害の発生時の初動対応手段としてそれぞれの専門分野におきましてあらゆる検証が行われており、防災・減災事業は日々進化を遂げております。そして、先ほど原田健資議員の言われました、先月ですかね、11月には恒例の阿波市防災フェスタを開催いたしました。今年におきましては、最先端の防災・減災に関する多くの出展をいただきまして、約2,000人の方にご来場いただきました。新しいものとしたしましては、大規模災害発生時には電話がつながりにくいことが想定されるため、その間を回る災害用伝言ダイヤルの提供案内や体験型の土石流の3Dシアター、また降雨体験装置、そして各企業によるトイレカーや電気を供給する給電車のデモンストラーションなどを行いまして、様々な防災グッズの展示など、28か所ものブースにて防災意識の高揚が図られたものと考えており、このイベントにおきましては今後も続けていきたいと考えております。加えて、市からは、家具類等の転倒防止普及促進事業といたしまして、数量限定ではございますが、転倒防止器具と啓発パンフレットをセットで配付し、家庭でできる減災対策について周知、啓発に努めたところでございます。

今後も引き続きあらゆる可能性を模索しながら、山間部また阿波市内全ても含めて検証、導入を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。

被災状況の把握など、情報収集は極めて重要とのことでした。また、隣近所、共助、転倒防止の器具とかというのも説明がありました。災害対応としてドローンやオフロードバイクの駆使もお話がありました。ドローンについては搜索活動、操縦訓練の成果で孤立集落の情報収集が可能というお話もありました。当面はこれでいけそうですが、さらなる導入もお願いしたいと思います。

人家のあるところに阿波市のケーブルテレビがあります。小型気象観測、河川防災監視カメラ、水位計なども、このケーブルテレビの回線を利用して活用できるのではないかと思います。ほかにもいろいろとあると思います。土砂ダムも怖いようです。早期対応は必要だと思います。さらなる新しい機器を増やしていただいて、災害への対応、備え、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

高速道路開通記念利用促進補助について、高速利用者に対してE T C設置代金等の補助をして利用者増を図ってはどうかという質問です。

高速の市場町尾開にできつつあるスマートインターですが、待ち遠しいものです。完成したら早く通ってみたいのが人の常です。しかし、通りたくてもE T Cの機械とカードがない車は基本的に駄目です。道路の通行は、E T Cカードでないと近辺にあるインターチェンジは通行できない、そのようです。基本的には通れないようです。もちろん、土成でもE T C専用になってしまいました。土成でも駄目ということらしいです。津田、沖洲が近くなり、小松島市も高速が完成すれば早く行けて時間的に近くなります。高速にご縁がなかった方もインターが近くにできたならば利用する機会も増えるでしょうし、とにかく開通の喜びを多くの人々に体験してもらいたい、体感してもらいたい。利用者増の今後につなげていきたいと思いますということです。

そこで、E T C機器等に補助金を出してみてもいかがでしょうか。スマートインター完成記念のE T C券の無料配布などできないでしょうかということでも質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 志政クラブ原田健資議員の代表質問の4問目、高速道路開通

記念利用促進の補助について、高速利用者に対してE T C設置代金などの補助をして利用者増を図ってはどうかのご質問に答弁させていただきます。

(仮称)阿波スマートインターチェンジ事業については、本市がアクセス道路を、西日本高速道路株式会社四国支社がスマートインターチェンジの本体工事を発注し、完成に向け、作業が順調に進んでいるところです。

議員お話しのスマートインターチェンジは、E T C専用のインターチェンジとすることで、従来の料金所と比べ、設置や運営コストが低く抑えられています。また、全国に広がる高速道路をより有効に活用してもらい、利便性の向上を図ることを目的としてスマートインターチェンジの導入が全国で推進されております。

議員ご質問のとおり、スマートインターチェンジはE T C搭載車の利用が条件であることから、多くの皆様にE T C車載器を設置してもらうことが利用者の増加につながると考えています。一方で、E T Cシステム調査研究業務を行う一般財団法人I T Sサービス高度化機構によりますと、本年10月末時点での全国のE T C車載器のセットアップ累計件数は約1億2,560万台で、本県では約73万台となっており、全国の高速道路のE T C1日利用台数においては約845万台で、利用率は全体の94.9%を占めております。

この状況を踏まえ、本市では開通に伴うE T C車載器設置の補助を行わず、高速道路株式会社が助成キャンペーンなどを行った際に、本市広報L I N Eなどの媒体を活用し、市民の皆様に案内をしていきたいと考えています。

また、本市では、(仮称)阿波スマートインターチェンジに関係する所管職員で構成する利用促進プロジェクトチームにおいて、スマートインターチェンジの利用促進策について検討を始めております。これからも現場での工事を進めていながらスマートインターチェンジ事業の周知を図りつつ、E T C車載器の普及を含めた利用促進に向けて取り組んでまいりますので、引き続き事業の推進にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(笠井安之君) 原田健資君。

○5番(原田健資君) ありがとうございます。

過去にE T C割引のキャンペーンがあったとのこと。今回、記念に何か割引補助券とか利用促進に向けた補助を期待したところです。E T C車載器割引キャンペーンも再開

されるように要請をぜひともお願いいたします。また、阿波市独自の補助はできないものでしょうか。まだまだ時間はありそうです。今後に期待したいと思います。高速道路、非常に皆さん期待しておりますので、ぜひ何かいい案を出していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で5番志政クラブ原田健資の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ原田健資君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい樫原浩二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 阿波みらいを代表いたしまして、樫原浩二、今回大きく2つの質問をさせていただきます。

早速、代表質問に入ります。

最初に、令和7年度当初予算についてであります。

11月に入って令和7年度当初予算編成方針が示され、現在査定を行っていると聞いております。自治体において、一般会計の当初予算はその年度の設計書であり、年明けの阿波市議会第1回定例会において審議され、決定するものと考えております。

現在、国においても、臨時国会において補正予算が審議され、補正予算も含めて年明けの1月の通常国会において令和7年度予算が提出され、審議され、決定すると、補正予算と合わせて15か月予算として、国民の生活の安全・安心を守る予算として施行されます。

阿波市のような財政基盤の脆弱な自治体においては、国の動向、予算が大きく影響してきます。我が国の経済状況は、景気足踏みしながらも緩やかに回復しており、先行きについては回復傾向の中、労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等が示される持続可能な成長の実現に向けた、日本経済を新たなステージへ移行させる予算を編成するものと考えております。

さて、町田市長においても、昨年4月に市長に就任され、2回目の当初予算編成かと思

います。今年度、予算には自分のカラーも反映したものの、市民が主役を掲げている市長にとって、令和7年度当初予算には様々な思いを込めたいところであろうかと察します。また、令和7年度から阿波市は合併して21年目に入ります。総合計画や行財政改革も踏まえながらの予算編成になると思いますが、ここで質問をいたします。

まず1点目、市長が考える当初予算編成方針についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい樫原浩二議員の代表質問の1問目、令和7年度当初予算についての1点目、市長が考える当初予算編成について答弁をさせていただきます。

樫原浩二議員も言われましたように、私は昨年4月24日に市長に就任させていただきました。今日で592日目ということで、もちろん言われましたように、2度目の予算編成の過程のところに立ち位置があります。

今、臨時国会が行われておりますが、一番重要視しているのは、日本の再生は地方の再生からということで、地方創生というのが十何年前に叫ばれまして、いろんなことをやってきましたが成果は上げられなかったというように国のほうも言っておりますので、こういったことで、どうやって地方の活性化をやっていくのかということに対しまして、v s 東京という言葉もございましたが、東京とか関東圏と対立するのではなくて、東京もよくなり、地方もよくなりということで、地域振興策を講じまして、これも決定はしておりませんが、地方創生に係る交付金につきましても今までより倍増するとか、そういった情報も入ってはきておりますが、実際は中身の問題でございまして、徳島県におきましても人口が70万人を割り込みまして、全国の47都道府県で下から4番目と、鳥取県、島根県、高知県、徳島県と、これは下からなんですけど、こういったことでも阿波市の実情を踏まえまして、地域振興策を講じましてやっていきたいと。

そういった中で自分といたしましては、市民が主役のまちづくりということで、それを踏まえるとともに、この1年8か月、市議会のほうからも、いろんな特別委員会、研修も踏まえまして、議員のいろんな提言、要望もいただきました。そういったことと、市民と、数えたら約310回ぐらい阿波市内の会にできる限り参加させていただきました。私も浅学非才ではございますが、いろんな劣ったところがいっぱいなんですけど、財政的なものに関しましては唯一の、まだ強みと自負しているところでございまして、そういった市民の声を聞く中でも公共性とか公益性、そして阿波市の将来を踏まえまして、そういった事業を来年度、昨年にはできなかった、2回目の当初予算にはいろんな新しい事業を反映

していきたいというのが本音でございます。

こういった中で、人口が減少するという事は阿波市でも起こっておりまして、先ほど樫原浩二議員も言われましたように、来年の4月からは合併してから21年目を迎えるということで、この20年間は十年一昔といいますか、また「光陰矢のごとし」といって、この1年間も早かったように、この20年間も早かったと、こういった中で市民のニーズも非常に変わってきていると。人口年齢構成を見ても、阿波市におきましては65歳人口の方が約4割近くいるということで、徳島県におきましても33%ぐらいと、全国では約28%と。こういった阿波市のことを特に検証しまして、阿波市がどうなったら元気になるかということで、いろんなことを考えながら予算編成をやっていきたいと。

予算編成に関しましては、限られたその年度の歳入の中で歳出を組んでいくというのがあくまで基本のベストではございますが、弾力的な発想というのもございますので、その年度だけで考えるんじゃなくて、初期投資をして5年後、10年後にその効果が倍、3倍になる場合もあるので、こういった事業も提案していきたいというように思っております。

そういった中で、今度の新しい総合計画と総合戦略、地方創生の、一緒にしたものの将来像については、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」というのがございますが、こういったことで、話が飛び飛びになるんですけど、人口が減少しますと生産年齢人口の方も減りまして、いろんな地域経済とかいろんな産業に影響を与えます、というか与えていると言っても過言ではないということで、そういったことで、人口減少によって生活の利便性の低下、高齢化等による担い手不足とか、後継者不足といった問題も生まれてきます。そういったことによって、経済縮小によって、働き手の不足と、こういったことも生まれます。

そして、特に、先ほど志政クラブの原田健資議員にもお答えしましたが、もちろん一番重要でございます防災・減災対策の事業とかも入れていきたいと。

まとめになるんですけど、職員の方に予算編成の説明会を11月5日にやったんですけど、先ほども申しましたように、前例踏襲、前やっていたことをやるというのは簡単でございますが、続けてよい事業とここは見直すといった事業を正確に分析して、見極めて、新しい事業をスクラップ・アンド・ビルドで、何かの事業を移し替えて歳出が同額になるというのはベストではございますが、先ほども申しましたが、将来を見据えて初期投資を

しながら10年後、20年後の阿波市に役立つような事業をやってみたいというのが私の予算編成の考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

ただいま答弁をいただきました。

市長の熱い思いはよく分かりました。令和7年度当初予算編成は、市民が主役のまちづくりを反映し、市長自ら1年8か月で阿波市内の会合に約310回参加されるとともに、まちづくりミーティングも踏まえた編成方針だということがよく分かりました。ありがとうございます。

次に、再問いたします。

2点目の主要事業や新規事業をどのように反映させるのかについてお答えください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい檜原浩二議員の再問、主要事業や新規事業をどのように反映させるのかについて答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、新たに策定しております第3次阿波市総合計画、総合戦略では、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」を実現するために、生活環境分野や健康・福祉・子育て分野など6つのまちづくりの柱として進めております。

そして、令和7年度当初予算では、多様な幸せが実感できるまちづくりを総合的かつ戦略的に進めていけるように、この柱に基づいて事業等を位置づけていきたいということでございます。といいましても、予算を編成して終わりではないと、予算をどうやって生かしていくかというのが一番重要でございまして、答えから言いますと、やっぱり結果を出してやっていくということが一番で、重要事業といいますか、こういったものがございまして、ただ先ほど申し上げましたが、あった1件の財源を打ち替えるという方法もございまして、新しい歳入を見つけてくると。

議員のほうにおかれましても、委員会ごとにもいろんなところを視察研修した中でお気づきになったかと思いますが、やっぱり人口規模と予算規模は正比例しておりません。いろんな歳入を国とかに要望することによったり、自分で見つけながら、歳入を増やしながらやっていかなければいけない事業をやるといった方法も、頭の柔軟性を持って、歳出を削

減するんじゃなくて自治体事業の歳入を確保しながらやっていくということで新しい事業については考えていきたいということで、いろんな編成の仕方でも長い、10年、20年やっていくときに、固定の概念が生まれてくるんです。そういったことで、阿波市より少ない人口の市町におきましても、阿波市は約200億円弱の当初予算を組んでおりますが、300億円予算をしているところもございます。これもいろんな苦労とか歴史、経過もでございます。そういった中で、歳入確保につけても今回の、今まさに審議をしております国の13.9兆円の補正予算の中でも、かなり、補助金をもらうには、職員には負担を強いられるんですが、そういったことを市民のためにということで頭を切り替えて、市税だけが税金じゃないと、補助金も原資には国税が回ってきているというような感覚で、汗を職員がかきながら、その補助金を手間暇かけながら獲得して、歳入を増やしながらその事業を予算化していくと。

特に少子化事業とかに対しましては、少子化対策ですかね、そういったものに対しては、これをやったら効果があるというような答えはございません。ということで、議員も行かれたように、3委員会ですらいろんなところでいろんな分野の研修をしてきたと聞いておりますが、これをやったら必ず成功するっていうことはないんですが、そういったこともいろんな分析をすることによって、職員の説明会でも私が全て責任を持つということで、やらないかん事業は思い切ってやってみて、いろんな毎年のPDCAサイクルでチェックしながら、いろんなことを変えていきながら、補助事業を使いながら、県単事業でもいいんですけど、そういったことでチャレンジしていくというような考えで新規事業とか主要事業には取り組んでいきたいと。

そして、何回も言いますが、説明会においても新規事業をどんどん提案してくださいと。最終的な判断は我々でいたして議会のほうへ提案しますので、その際には十分精査したものを提案したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

現在お答えできる範囲で答弁いただき、ありがとうございました。

市長の答弁した事業についても、我々市議会議員も共に連携して、しっかりと成果の上がることをお願いして、この質問を終わりにします。

次の質問に移ります。

阿波市には日本一の面積を誇る川中島、善入寺島があります。明治時代までは約3,000人の方が生活され、学校も2校あったと聞いております。現在、島は無人島化され、優良農地として阿波市の基盤産業である農作物を生産しています。阿波市側から善入寺島へ渡る橋は西から香美橋、千田橋、大野島橋と全て潜水橋になっています。潜水橋のほうに行くため、いわゆる善入寺島に行くためには潜水橋を渡らないかんのですが、これ全て県道を経由して行かなければならないのです。今回はこの県道に注目し、現地調査に行ってきました。この県道に関しては、調べてみるといろいろと問題がありました。

まず、市場のマルナカの西側から南へ通じ、香美橋で行くルート、県道市場学停車場線は路肩擁壁がほとんど工事されていない。道路側溝もほぼ整備されていないので、雨水排水がスムーズにできていない。家を建てるにも排水側溝がないため、地下浸透させるには県の非常に高いハードルがあり、現実的ではないと。1車線道路であり、対向に苦慮しているとの状況であります。

次に、3本ルートあるんですが、次に真ん中の道です。

赤池循環器消化器内科さんと松永石油さん、前の市場警察署、今の阿波交番の東側にある信号なんですが、その間を南に行き千田橋へ行くルート、県道津田川島線、これ、まず問題点は、県道鳴池線から南の堤防までの間に待避所がない。佐藤整骨院さんが入ったところに、こっちから行ったら右手に見えるんですが、この前で信号待ちをしても、県道12号いわゆる鳴門池田線から流入してくる車とお見合いになってしまって、停車場に止まっているにもかかわらず移動してあげなあかんような状態になっている次第です。それと、道路全体の幅員が狭く、幅員いわゆる道幅です、待避所がないため、車同士が対向するとき、これが一番の問題なんですが、その間に民家があるんですが、そこに車が入ってかわしている状況。道路幅がないため、ガードレールの設置がほぼできていない。なお、この道路は大型車も通行し、阿波吉野川署のパトカーも頻繁に通っています。

最後に、市場町の八幡の八幡神社から南へ大野島橋へ行くルート、県道切幡川島線は、南詰め堤防の東西を走る県道香美吉野線との交差部が複雑で、非常に危険である。停車しない車両があり、接触の危険がある。これは県道なんですが、今市議会でどんなんか、県道の話なんでおかしい話になるんですけど、3路線全て1車線道路になっており、善入寺島ですね、島に通じる道路ですので、農業に従事する方がよく利用されています。

近代の農業は機械が大型化しており、特にトラクターは、昔は小型トラクターですね、

15馬力とか18馬力、20馬力ぐらいのそんなに大きくないトラクターだったんですが、近頃は大規模農業化に皆さんシフトされてきてまして、40馬力、60馬力、80馬力、中には外国製の、ヨーロッパ製とかアメリカ製とかありますが、100馬力を超えるトラクターを導入されている農家の方もおられます。それに従って、トラクターの後ろにつける作業機も大型化しており、中には2メートル50近くのロータリーいわゆる作業機ですね、畑を耕す機械です、それを接続されている農家の方もいらっしゃいます。農家の方にお聞きしますと、1車線道路では車と擦れ違うときに非常に気を遣う、この県道3本細いですから。大型車両のときなどは、大型車両も入ってきてますので、危険を感じるという意見ももらいました。

こういったことを踏まえ、善入寺島へと続く県道は3路線あるが、いずれも幅員が狭く、島で農作業をする耕作者が不便を強いられていることから、徳島県へ拡幅の要望をしてはいかがでしょうか。高田建設部長、考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい檜原浩二議員の代表質問の2問目、善入寺島へ続く県道の拡幅についての1点目、善入寺島へと続く県道は3路線あるが、いずれも幅員が狭く、島での作業をする耕作者が不便をしている。徳島県へ拡幅の要望をしてはいかがかとのご質問に答弁させていただきます。

議員お話しの善入寺島は、吉野川中流域で、本市と吉野川市の間にある広さ約500ヘクタールの日本最大の川中島です。島では優良農地として長年にわたり耕作が行われ、夏はスイカ、冬はキャベツなど一年を通して20種類以上の多様な野菜が作られています。また、野菜のほかにも、自然環境の保全や良好な景観の形成などを目的として植栽も行っており、夏はヒマワリ、秋はコスモスなどが咲き乱れ、阿波市における観光名所として定着しています。

議員ご質問の主要地方道鳴門池田線から善入寺島までの県道は東から、一般県道切幡川島線、主要地方道津田川島線、一般県道市場学停車場線の3路線が南北に走っており、潜水橋を経て島につながっています。議員お話しのとおり、この路線間はいずれも1車線で整備されており、近年の一般車両や農耕車両の大型化により道路幅員が十分確保できておらず、緊急車両の通行も支障を来すことがあることから、道路拡幅の重要性は十分に認識しております。

しかしながら、道路沿線に家屋が立ち並ぶところがあり、善入寺島につながる潜水橋の

幅員が3メートル程度であることから、全線の拡幅は費用対効果の観点から難しいと考えております。

そのため、本市では徳島県に対し、毎年、道路局部改良事業の要望を行っており、議員ご質問の3路線についても、本年度において、一般県道切幡川島線で視距改良工事、主要地方道津田川島線で現道拡幅を事業化していただいております。

今後も引き続き市内を走る県道の道路拡幅について徳島県に要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

費用対効果の観点から難しいとの答弁をいただきました。いわゆる投資した金額より得られる効果が少ないとの判断をされたのだと思います。

阿波市合併してから20年、いろいろな道路の改良、また新規道路を事業化されてきたと思うのですが、費用対効果です。その事業費は多額の市の予算を投入しているわけですから、当然事業後の検証作業はしているものと思います。その今までの検証結果を基に善入寺島へと続く3路線の道路の拡幅は難しいとの判断をされたと思います。

ここに1つ資料があります。これ、農林水産省が公表しているものなのですが、私なりにまとめてみました。

全国の農業産出額なのですが、農林水産省が令和6年3月に公表した、令和4年度、直近ですけど、市町村別農業生産額によりますと、本市は、先ほど森部長からの答弁もありましたが、令和4年度143億3,000万円で県全体の15.5%を占め、第1位です。これを四国4県95市町村で見ると第4位、中四国の9県202市町村では第7位、さらに近畿を含む16府県429市町村では第11位です。このうち、畜産だけを分けますと、県下の乳用牛の31%を占め、県内第1位、養豚ではほぼ100%を占め、第1位です。また、野菜に限っては、本市は64億5,000万円で県下の19.2%、約2割を占め、第1位です。四国4県でも第4位、95市町村でね。中四国でも202市町村で第4位、近畿を加えた16府県429市町村でも10傑に入ってます、第6位です。JA系統出荷額から見ても、本市で収穫される野菜類の20品目が県内トップを誇っています。阿波市にお住まいの方々も、よく行政サイドから農業立市阿波市という言葉が聞こえるんですが、ぴんとこなかった方もおられると思うんですが、数字化されて公表されると、農業に従事されている方々の努力のたまものだと思います、敬意を表します。

阿波市の徳島県での農業分野での立ち位置、四国、中国地方、近畿圏での立ち位置を踏まえ、再問いたします。

費用対効果の観点からは、先ほど部長より、道路の拡幅は難しいとの答弁をいただきましたが、阿波市の農業生産額は中四国でもトップクラスに位置しており、投資する効果は十分にあると思うのですが、市の見解はいかがでしょうか。高田建設部長、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい榎原浩二議員の代表質問の2問目、善入寺島へ続く県道の拡幅についての再問に答弁させていただきます。

先ほど議員お話しのとおり、日本最大の川中島である善入寺島は、農業立市を掲げてきた本市の基幹産業を支える優良農地で、近年の営農作業の多様化、効率化に伴い、使用する車両の大型化が進んでいることから、接続する県道については拡幅など整備の必要性を認識しております。

徳島県では、限られた道路予算の中から道路局部改良事業として比較的短期間で効果を発揮できる箇所を中心に、可能な限り複数箇所の事業採択をしていただいております。今後も本市が農業立市としての地位を堅固なものとし、本市の農業を将来的にわたって維持発展させていくためには、農業を取り巻く環境変化に対応した社会インフラ整備を推進する必要があります。

議員ご質問の善入寺島へ続く県道3路線についても、用地の協力を得られる箇所について待避所の設置などの道路局部改良事業に取り組んでいただけるよう、また本市といたしましても、より多くの道路予算の配分をしてもらえよう徳島県へ要望してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございました。

この県道3路線は私が子どもの頃からほぼ変わっておりません。ほぼ手つかず状態であります。阿波市としても県への優先順位を入れ替えていただいて、一日でも早く農業に従事される方のインフラ整備を推し進めていただきますようお願いして、阿波みらい代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい榎原浩二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき後藤修君の代表質問を許可いたします。

はばたき後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから、8番後藤修が会派はばたきの代表質問をいたします。理事者の皆様においては簡単明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

早々ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて4問の質問をさせていただきます。1問目はAEDについて、2問目は帯状疱疹ワクチンについて、3問目は選挙についてです。4問目はライドシェアについて、以上4点についてです。

まず1問目、AEDについてです。

AEDの質問については、過去、12年前、平成26年第2回阿波市議会定例会において故檜原賢二議員が一般質問しております。その内容は、市内学校施設と民営化保育所を含む保育所へのAEDの設置状況は、また市民の安全・安心のために、緊急時の対応として市内コンビニ17か所にAEDの設置を検討してはどうかというものでした。

答弁では、健康福祉部長より、AEDの未設置の7つの保育所につきましては、今後順次設置できるようにしていきたいというものでした。それから12年、保育所が認定こども園になり、AEDも設置されるようになり、公共施設以外でも、民間施設も設置されるようになり、大手コンビニ、銀行など、様々な場所でAEDを見るようになりました。

そこで、1点質問いたします。

AEDの設置場所は何か所あるかについて、坂東理事より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問1問目、AEDについて、AEDの設置場所は何か所あるのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

AEDは、急な心疾患によって心停止した際に電気ショックを与え、心臓の状態を正常に戻す医療機器で、2004年からは医療従事者に限らず一般の人もAEDを利用して人命救助措置が行えるようになり、現在では医療機関にとどまらず、様々な場所に設置され

るようになっております。AEDの設置は法律では義務化されてはいませんが、本市では多くの方が利用される公共施設にAEDを設置しています。

議員ご質問の市が管理する公共施設の設置場所数につきましては、庁舎などの行政系施設で6か所、体育館などの社会教育系施設で11か所、認定こども園などの子育て支援系施設で16か所、小・中学校などの学校教育系施設で16か所、御所の郷などその他施設として14か所、合計63か所に設置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

公共施設で合計63か所ということでした。12年前の答弁では47か所でしたので、16か所増えているようです。私が調べたAEDの設置数は、阿波市において、民間も含めて約120か所ありました。AEDの数はある程度確保できていると思います。しかし、AEDがどこの施設のどこの場所にあるのか知っている人は少ないのではないのでしょうか。可視化することも必要ではないのでしょうか。AEDを使うときは緊急事態であり、一分一秒を争う状況下で、一番近いAEDがどこにあるか知り得ることは非常に大事です。

ここで、AEDの設置場所をマップにしたものがありますので、このパネルをご覧ください。（パネルを示す）

これは日本全国AEDマップから読み込んだもので、日本全国AEDマップは、AEDが設置されている場所を確認できるほか、オンラインサービスでスマホアプリもあります。詳細な内容を見てみると現状と違う点もありますが、AEDの設置場所を知る上で貴重な資料だと思います。また、パネル左手のほうは神奈川県のアートピアのAED使用可能登録証の見本になりますが、アートピアでは、オンラインマップを利用して独自にAEDマップを作り、さきのAED使用可能登録証を併せて可視化しています。また、AED使用可能登録証の内容として、提供可能日や提供可能時間なども表示するようになっています。

今後、本市においても、市民の生命を守るためにもAEDの認知度の向上について考える必要があるのではないのでしょうか。日本全国AEDマップのようなオンライン地図サービスの利活用や官民間わずに協力していただけるAED設置場所に目立つ場所へのサイン表示、先ほどのアートピアのAED使用可能登録証など、できることがあるのではないでしょ

うか。命を守れる行動を起こせる環境整備を、できることからお願いいたします。

次の質問に移ります。

带状疱疹ワクチンについてです。

過去に中野議員より带状疱疹ワクチン接種の質問がありましたが、少し時間も経過しておりますので、状況の確認のためにも質問させていただきます。

質問に入ります。

一般的に日本人の約3人に1人、30から33%が一生のうちに一度は带状疱疹を経験されるとしています。また、带状疱疹にかかる医療費として、軽症の場合、主に抗ウイルス薬を使用した外来で治療を行う場合、1回の治療にかかる医療費は保険適用後で5,000円から1万円程度、中等症から重症の場合、痛み止めや神経痛治療薬が追加されることが多く、治療期間は長引いて、医療費は1万円から2万円以上になることがあります。神経痛が長期化するケースでは、鎮痛薬やリハビリ治療が必要になり、数か月から1年以上にわたる治療が必要です。年間の医療費は数万円から数十万円に達することがあります。

年齢別医療費を見てみると、若年層、20代から40代、発症率が低く、重症化することは比較的少ないため、先ほども言いましたが、5,000円から1万円程度の医療費となります。中高年層、50から70代は発症率が上昇し、免疫力の低下に伴い、症状が悪化しやすい傾向にあります。带状疱疹神経痛が起こる場合が多くなるため、医療費が1万円から3万円程度に増加するケースもあるようです。高齢者80歳以上の場合、発症率が最も高く、带状疱疹神経痛のリスクも大幅に増加します。長期的な治療が必要な場合、医療費が数十万円に達することもあります。つまり、一般的には年齢が高くなるほど発症率が高くなり、治療も長期化し、高額になるということです。

そこで、2点質問いたします。

まず1点目、本市における带状疱疹の発症状況と治癒するまでの平均の医療費はどの程度か、2点目として、带状疱疹ワクチン接種に関して、補助制度や支援の検討は、以上2点を稲井健康福祉部長より答弁いただきたいと思えます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき後藤議員の代表質問2問目、带状疱疹ワクチンについて、2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、本市における带状疱疹の発生状況と治癒するまでの平均の医療

費はどの程度かについてでございますが、带状疱疹は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である感染症法に基づく届出対象疾患に含まれておらず、自治体への報告義務がないため、発生状況の把握については困難となっております。

また、治癒するまでの平均の医療費はどの程度かにつきましては、発症してすぐに治療を開始し、早期治癒した場合や、神経痛などの合併症を伴い、治療が長期化する場合、重症化することで入院が必要となる場合など、個人の症状やその程度によって治療内容や治療期間も異なり、それに対するデータ等もないことから、平均の医療費につきましても同様にお示しすることができません。

次に、2点目のご質問、带状疱疹ワクチン接種に関して補助制度や支援の検討はについてでございますが、令和6年第1回阿波市議会定例会におきまして、中野議員からの一般質問で答弁をさせていただいておりますが、带状疱疹ワクチンにつきましては、国が予防接種の効果を判断し、勧奨する定期接種ではなく、個人が効果を判断して接種する任意接種に位置づけられております。

また、現在、国の厚生科学審議会におきまして、ワクチンの効果、有効性、対象年齢、費用対効果等についての検証が行われており、現在のところ前向きな検討がされております。

そのことから、本市におきましては、今後の審議の結果を受け、定期接種に位置づけられた段階で従来の定期接種と同様にしっかり支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

1点目の答弁では、感染症法に基づく届出対象疾患に含まれておらず、発生状況、平均の医療費などの程度を示すことができないとのことでした。

2点目の答弁では、現状、任意接種に位置づけられており、定期接種に位置づけられた段階で支援するとのことでした。国も厚生科学審議会で前向きに検討されているともありました。

ちなみに、带状疱疹ワクチン接種費用助成自治体について私なりに調べてみました。全国保険医団体連合会地域医療対策部会の2024年9月1日の作成資料では、全国1,741自治体のうち707自治体、約40%の自治体が接種費用の助成をしているというデ

ータが出てきました。带状疱疹ワクチンの助成制度がある自治体の医療費の推移なども参考に、費用対効果が望めるのであれば、定期接種になる前でも国保加入者や生活保護者の方を対象に助成する試みも検討できたらと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

選挙について、まず選挙ポスター掲示についてお聞きしたいと思います。

10月の衆議院選挙では、阿波市においても122か所のポスターの掲示板が設置されました。その費用として掲示板のレンタル料約51万円と設置に124万円が費やされています。また、その他の費用として、私有地に看板を立てた場合、謝礼として洗剤など数千円相当分が送られているということです。1か所につき1万4,000円から1万9,000円程度の費用がかかっているということです。これだけの多額の費用をかけているわけですが、設置数について疑問に思う点があります。田畑の道沿いや橋梁の途中にある掲示板、どれだけの人が見ているのでしょうか。

そこで、1点質問をしたいと思います。

選挙ポスター掲示板の削減について検討されているのか、これについて、理事より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 選挙管理委員会に関わる質問に関しましては、阿波市選挙管理委員会委員長の承諾をいただいておりますので、本日は私のほうから答弁をさせていただきます。

はばたき後藤議員の代表質問3問目、選挙についての1点目、選挙ポスター掲示板の削減について検討されているのかについて答弁をさせていただきます。

ポスター掲示場につきましては、公職選挙法の規定により、選挙運動用ポスターを掲示する目的で設置されるもので、現在各選挙の執行の際、市内に122か所設置しております。

この掲示場につきましては、公職選挙法施行令において、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて設置する数が定められており、本市の場合、この基準を基に算出いたしますと、市内に141か所ポスター掲示場を設置する必要があります。

ポスター掲示場は、特別な事情がある場合には県選挙管理委員会と協議の上、数を減らすことができると定められており、本市においては、山林や河川などの無住宅地域が多い箇所につきましては特別な事情がある場合として設置数を19か所減らすことが認めら

れ、現状の122か所としております。

昨今、選挙ポスターの在り方やSNSを利用した選挙運動が話題となりましたが、それらを受けた法改正等の動向についても注視しつつ、ポスター掲示場につきましては、今後とも有権者の分布状況、地勢、交通等の事情及び投票区間の均衡等を考慮し、ポスター掲示場に設置する掲示板を削減できるかどうかを判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 理事より答弁いただきました。

公職選挙法に基づいて設置の数が定められているが、諸事情により19か所削減して、122か所としているという答弁だったと思います。しかし、もっともっと減らせるのではないのでしょうか。私の計算では、選挙人名簿登録者数と設置数の関係だけで計算したものがありますので、読み上げたいと思います。

吉野地区有権者数6,080人、設置箇所数は21か所、1か所当たり289人が見る計算です。あと数字を言っていきます。阿波地区9,496人、35か所、271人、土成地区6,241人、26か所、240人、市場地区7,949人、40か所、198人。結果としては、吉野地区が一番多くの人で289人、一番少ない市場地区は198人と90人の差が出ています。市場地区はそれだけ看板数が多いということです。

仮に、1掲示板当たり300人が見るとする計算では、吉野地区は1か所削減、阿波地区は3か所削減、土成地区は5か所削減、市場地区は14か所削減、全体で23か所削減できます。今回は、面積については勘案しておりませんが、市場地区で看板間の距離で一番短いものは170メートルでした。

また、先日の議員研修で、元川島町長中村健氏を招いた講演で、先生からは、公職選挙法は時代遅れで、行財政改革を言うのであれば選挙ポスター掲示板はもっと減らすべきと助言もありました。たしか、中村氏は本市の非常勤特別職となる顧問であり、行財政改革についてアドバイスしていただいているさなかだと思えます。選挙ポスター掲示板削減、ぜひお願いいたします。

次の質問に移ります。

投票所の環境についてお聞かせ願いたいと思います。

投票所での投票時間は午前7時から午後8時の13時間と、一日の半分以上を費やします。また、市職員の皆さんは、前日からの準備、当日の片づけ、翌日の業務とかなりのハ

ードワークです。それに加えて、立会人についても成り手不足で高齢化が進んで、投票所の環境改善は急務ではないでしょうか。

過去の参議院選挙では、暑い体育館の中で、扇風機を回して汗を拭いながらの立会い、立会人の成り手不足を加速させるような気がします。

そこで、質問いたします。

投票所の環境改善の進捗状況は、これについても理事より答弁いただきたいと思えます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問3問目、選挙についての再問、投票所の環境改善の進捗状況はについて答弁をさせていただきます。

投票所は障害のある方をはじめ高齢者や乳幼児をお連れの方など、市民の皆様の誰もが投票しやすい環境を整えていく必要があると考えております。

本市では、環境改善の一環としてバリアフリー対策、可能な限り暑さ寒さ対策など行っているほか、必要に応じて投票所の見直しに取り組んでおります。

令和3年度に執行された衆議院議員総選挙時には、冷暖房施設のない投票所が17か所中12か所ありましたが、令和6年現在、うち5か所を冷暖房設備の備わった投票所に変更しております。投票所を変更する際には、投票所における段差の有無、スロープの勾配、車椅子の動線確保といったバリアフリー対策の確認のほかに、十分な駐車スペースの確保や投票所のアクセスのしやすさといった条件を満たす施設であるかどうか検討する必要があります。

今後もそういった条件を満たす施設があり、投票所の環境改善が見込まれる場合は積極的に投票所の見直しを行い、誰もが投票しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

冷暖房設備の整った投票所が5か所増えたとのことでした。非常にありがたいです。また、今後も投票所の見直し検討をするとの答弁でした。よろしく願いいたします。

ここで、阿波市投票所の一覧表をパネルにしたものがありますので、こちらをご覧ください。（パネルを示す）

投票所の名前のところで黄色い背景になっているのが、先ほども理事からありました冷暖房及びバリアフリーを考慮して投票所に加えた場所です。吉野中央ふれあいセンター、吉野保健センター、土成中央公民館、市場公民館、大俣公民館となっています。オレンジ色は体育館で冷暖房設備がない投票所になります。ほとんどが小学校の体育館になっております。ここで、阿波体育館、これは学校とは別ですけど、体育館になっています。小学校の体育館は冷暖房設備はありません。しかし、教室には冷暖房設備があるわけです。最近、高校では期日前投票所として教室を使うこともよく耳にするところです。小学校の教室についても投票所にできるのではないのでしょうか。ぜひ、検討願います。

少しパネルに戻りますが、左の丸印、先ほどの看板のほうにも触れて話したいんですけど、公共施設は皆さんが集まる場所です。そこに選挙ポスター掲示板がないところが何か所かあります。この施設、公共施設ですので、看板設置の謝礼も要りません。この点についても移設できるものがあれば、できるだけ増やしていただきたいと思えます。

質問は以上にはなるんですが、ここで1点、投票所変更に伴うご意見がありましたので、お聞きいただきたいと思えます。

投票所変更については7月の広報あわにも掲載されましたが、選挙直前にも投票所変更をお知らせするはがきが投票区の世帯主に送られたものです。2か所の変更の1か所は、市場老人福祉センターから市場公民館に変更になるものです。同じ敷地内で市場老人福祉センターの前にも変更をお知らせする旨の掲示がされており、お知らせのはがきは無駄ではないかというものでした。全体のはがきの総数は約2,000枚、10月からはがき代金も値上がりして1枚85円、印刷代も含むと全体の金額は約18万円近くになると思えます。投票所の変更の旨を投票所入場券に同封するなどの対応も考えられるのではないのでしょうか。事前に告知しておりますので、そもそも同封すること自体が無駄だと言われかねませんが、ぜひこの点についても検討願います。

この質問はこれで終わります。

○議長（笠井安之君） 後藤修君の質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤修君。

○8番（後藤 修君） 次の質問は、ライドシェアについてです。

まずは、こちらのパネルをご覧いただきたいと思います。（パネルを示す）

あわめぐり利用者アンケートの調査の一部をパネルにしたものです。調査対象はあわめぐり利用者、調査期間は令和6年6月10日から8月9日で、回収数は50通ということでした。

パネルの内容は、あなたのあわめぐりの利用満足度を教えてくださいというものです。満足という数が59.1%、次にやや満足が27.3%、どちらとも言えないが4.5%、やや不満が9.1%、不満はありませんでした。満足が59.1%と最も多く、次いでやや満足が多くなっています。これらを合計すると86.4%、令和5年度は86.8%、令和4年度は88.4%と、高い水準で推移していることが分かります。

利用満足度の中で主な理由、満足と回答した中では、一人暮らしなのでこういった交通があるのはありがたい、予定どおりの時間に来てくれ運賃も安価である。やや満足と回答した方は、システム任せのため、非効率な配車が発生しているのではないか、土日も運行してほしい、それとはまた別に、希望した時間に予約が取れない場合がある。どちらでもないという回答をした人は、朝早い便に乗りたい。やや不満では、近隣の他市町村にもっと乗り入れしてほしい、コールセンターの受付時間を長くしてほしいなどでした。その他で、あわめぐりに関するご意見はという問いには、主な意見として朝の便を増やしてほしい、近隣の市町村への運行を検討してほしい、土曜日の運行を検討してほしい、隔週等で。ネット予約で予約した車両が見れるようにしてほしい、帰りの便が予約しづらい、乗降場所を増やしてほしい。私もよく耳にしますが、理髪店や美容室などを乗降場所にしてはどうかというのを、個人的には言われてました。これらの課題を解決する一つの方策として、ライドシェアが考えられるのではないのでしょうか。

そこで、今回は公共交通の大きい枠ではなく、ライドシェアについて限定して2点質問をいたします。

まず1点目、官民連携の全国組織が発足する中で、本市におけるライドシェアの進捗状況は、2点目としては、日本版ライドシェアと公共ライドシェアについての検討はについて、2点まとめて市長より答弁をお願いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の4問目、ライドシェアについて2点の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

この、議員の言われましたライドシェアというのは、日本全体でいいましたら世界的に

は少し立ち後れているという状態でございまして、各世界的に関しましてもきれいに運用しているところ、またいろんな諸問題によって廃止をしたところがございます。こういった中で、日本におきましては本年の4月から解禁ということで、東京都、神奈川県、愛知県、京都府というような4つの地域で、都会のほうから運用がなされております。そして、現在では3つの地域で、札幌市を含む、また仙台市を含む、さいたま市を含む、こういった大都市圏のほうから動きが出ているようでございます。

しかしながら、交通の空白地域のためということを鑑みますと、過疎地域が対象にもなるということで、過疎におきましては全国で、現在、全行政区域全て、それと一部地域、阿波市のような市場町限定というのを含めまして、1,718市町村があるんですが、今、約51.5%というのが過疎の地域となっております。こういった中で、非常に目的はいいんですが、いろんな課題がございまして、越えていく、例えば日本版にしますと、安全性の面からドライバーの確保とか、いろんな補償とか、いろんなクリアすべき課題が山積とは言いませんが、あるということで考えております。

そして、1点目の官民連携の全国組織が発足する中で、本市におけるライドシェアの進捗状況はについてでございますが、国は地域住民が観光客などの移動手段の確保ができない交通空白——これはもちろん地域の足としての役目も果たします——解消に向けて「交通空白」解消本部を設置して、自治体や交通事業者とともに解消に向けた取組を進めているほか、自治体や交通事業者に加え民間企業や関係団体が参画する体制を整えるため、官民連携プラットフォームを設立いたしました。このような動きの中で、地域交通の担い手や移動の足の不足に対応する方策として、タクシー事業者の管理のもとで、自家用車や一般ドライバーを活用した運送サービスである日本版ライドシェアや、市町村やNPO法人などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送である公共ライドシェアなど、地域の実情に応じた対策を取ることが求められております。

現在、阿波市では交通空白の地域の解消と市民ニーズに対応するため、令和3年4月からデマンド型乗合交通あわめぐりの本格運行を開始しておりますが、年間延べ1万人を超える利用があり、市民の皆様から好評をいただいていることから、ライドシェアは現在導入しておりません。

次に、2点目として、日本版ライドシェアと公共ライドシェアについての検討はについてでございますが、先ほども少し触れましたが、日本版ライドシェアは今年4月から運用開始、公共ライドシェアは令和5年12月に規制が緩和され、条件付ながら市内全域でも

サービス提供が可能となりましたが、ライドシェアを運行するに当たっては、実施主体や管理体制の調整など、安定的な運行や利用者とドライバーの安全・安心を確保するための解決すべき課題が多くあると考えております。加えて、あわめぐりの運行により、本市の公共交通の空白地域はおおむね解消されているものと認識しているため、現段階では日本版ライドシェア及び公共ライドシェアの導入は考えておりません。

今後も、あわめぐりの利用状況や市民ニーズの把握に努めるとともに、国等の動向も十分注視しながら、市民誰もが安心して利用できる、持続可能な公共交通の構築を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 市長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、本市ではあわめぐりがあるのでライドシェアの導入はしてないとの答弁だったと思います。2点目の答弁では、現段階では日本版ライドシェアと公共ライドシェアの導入は考えていない、問題点として安全性、ドライバーの確保があるという答弁だったと思います。

確かに、阿波市においての交通空白地帯はある程度解消したのかもしれませんが。しかし、現状は、アンケートにあったように、朝の便を増やしてほしいや希望した時間に予約が取れない場合がある、また帰りの便が予約しづらいなどの交通空白時間帯が存在します。ライドシェアでは運行の時間帯や曜日を定めることもでき、阿波市以外の方の移動にも使えます。当然、インバウンドの需要も見込まれます。ぜひ、ライドシェアの導入をお願いいたします。

また、あわめぐりのアンケートに答えるように、あわめぐりについて応急でも朝の便の増便や運転手の昼休憩の時間帯の交代要員の確保など、できるところからもお願いしたいと思います。

最後になりますが、高齢者の方が気軽に運転免許証が返納できる環境整備、そして交通弱者の皆さんに優しい公共交通サービスの充実を期待して、今回の私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これではばたき後藤修君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

土柱周辺の観光開発についてということでございますが、その中で土柱休養村センター、いわゆる阿波土柱の湯について質問させていただきます。

土柱の湯は、3月に大規模漏水が分かったということで、調査の結果、本年5月から休館しようということで休館いたしております。利用者は案外多いんです。令和4年度は4万7,389人が利用されています。そして、令和5年度の利用者は5万2,268人、1か月平均で4,355人が利用されてるようでございます。私も知り合いの方、何人か土柱の湯に行ってるんですが、休館しているが絶対廃館しないように、地域の皆さんの憩いの場、癒やしの場になっておるようでございますので、改修するか新築するかして、ひとつまた今までないようなメニューも取り入れて、新しいお客さんも来るようなことを考えられないかというような提案も受けております。

これは、昭和54年ですから阿波町時代でございますが、昭和54年に開業いたしまして、今45年が経過いたしております。途中、何回も修繕事業は行っております。昔、竹下政権のとき、1億円の交付金を頂いてそれぞれで地域で地方創生事業をやってくれというお話があったときに、1億円を投資して大きな改修をしたというのをいまだに覚えております。それから、45年ですので、何回か改修もしております。屋根のふき替えもあったように記憶しております。このまま修繕修繕でいくのか、ここで思い切って解体して新築工事を行い、今の時代に合った事業体に変えていくかというような大きな課題を今突きつけられていると思います。今、健康とか癒やしあるいは運動ができたらいいなという市民の希望もあります。

ここは美馬市とか吉野川市からもお客さんが来ているぐらい、いいところでございます。特に露天風呂は、外へ出てみると眉山が見えるというぐらい、非常に眺望がいい箇所でありまして、それも一つの大きな人気になっているように思います。

9月議会の全員協議会で、あらましの、予算的な概要も説明を受けました。大規模改修工事をするには約3億数千万円要ると。解体、新築すれば、今の規模でしようけど5億数

千万円要ると。2億円余り高くつくんでございますが、まだその方針は決まっていようございますが、このあたり、今後の利活用の方針についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目、土柱周辺の観光開発についての1点目、土柱休養村センター阿波土柱の湯は大規模漏水により5月から休館しているが、今後の利活用方針は、集客力や魅力ある施設に改築してはどうかについて答弁をさせていただきます。

議員も言われましたように、土柱休養村センター阿波土柱の湯は、昭和54年に市民相互の交流と健康、活力の増進を目的として整備された入浴施設で、4町合併後の平成18年度からは指定管理者制度を導入し、民間活力による事業運営により地域福祉など市民サービスの向上に努めてまいりました。しかしながら、本年3月に発生いたしました大規模漏水に加え、施設は建築から45年が経過するなど、建物や設備の老朽化が激しいことから、現在、施設の長期休館を余儀なくされております。利用されていた方には大変ご迷惑をおかけしております。

こうしたことから、本年9月第3回阿波市議会定例会全員協議会におきまして、入浴施設の存続に必要な建て替えや大規模改修に要する積算工事費をはじめ、施設の運営状況や今後の運営方針案などについてご説明、ご報告をさせていただいたところであります。

議員ご質問の今後の利用、活用方針につきましては、現在、施設の在り方や整備方針を検討するに当たり、民間事業者の持つ経験やアイデアをお聞きするサウンディング型市場調査を進めており、今後調査結果を踏まえながら本市としての基本方針を決定していきたいと考えております。そして、来年度以降にはその基本方針に沿って民間事業者から具体的な事業提案を幅広く募集し、土柱の湯周辺エリアが本市の魅力ある新たな観光拠点となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、土柱の湯の休館が長期化する中で、本市の西部地域においては入浴助成券が利用できる新たな施設として来年4月より有限会社土柱ランド新温泉様にご協力をいただける予定となりましたので、この場をお借りいたしましてご報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、市長から答弁いただきました。

サウンディング型市場調査を進めているということでございます。担当部長に聞きます

と、民間の事業者の提案や意見を募って、いかに市場ニーズに合った施設にするかっていうことを今、募集しているそうでございます。今のところ、複数の事業者から提案があるようでございます。

私は、もう改修を今まで再々やってきておりますので、この際思い切って新築すれば、また次の45年とか50年もつんでないかなと。修繕修繕では、元になるところが耐用年数が、もう来ていると思いますので、事業費は大きくなりますが市民の福利厚生を図るということで、市長お得意の国の補助金の利活用を探し出してきて、新築だったらこれぐらい補助がもらえるなど、阿波市の自己負担はこれぐらいで済むというぐらいの、また説明を議会にも提案していただけたら、時代に合ったいい施設ができるんでないかなと思います。

百貨店でもスーパーでも喫茶店でもそうですが、やはり何年かに一遍は思い切ったりリニューアルをしないとお客さんがもう飽きてきますので、違うなというぐらいで、一遍は行ってみようかっていうぐらい、今まで来てなかったお客さんも来てみようかと言われるぐらいの思い切ったりリニューアル、施設の改築ですか、私は個人的にはそう思っております。民間事業者のノウハウを聞いて、民間は失敗も成功も繰り返しながらきておりますので、長期間維持できるようなこれからのニーズをつかんだ提案もされるんでないかなと思っております。全国でも廃れた温泉施設を復活さすような事業者がちよくちよく出ております。思い切ったことでお客さんの動員というものもできてる事業者もございます。ぜひ民間事業者の事業提案をいただいて、その中から市長、市長部局が選ぶと思いますが、事業者、そして市民ニーズに合うような事業形態、事業方式などもひとつ議会にまた提案していただきたいと思っております。

それから、入浴助成券、結構市も65歳以上の方に配っておるんでございますが、この土柱の湯の利用者が昨年度5万2,268人もございますので、今ちょっと持て余しだと思います。外湯を利用してストレス解消、あるいは人との交流の場に利用しようという方も結構おりますので、今ちょっとストレスがたまっていると思います、お客さんの中には。そこで、市長が近隣の入浴助成券を利用できる施設を当たってみるということを9月に提案されておりました。今回初めて、今の土柱の目の前にあるんでございますが、有限会社土柱ランド新温泉様と協力いただけるような話になったということで、市民の方もそちらへまたたくさん行かれるんでないかと思っております。有限会社の土柱ランド新温泉様にとっても市民にとってもウィン・ウィンということになるんじゃないかなと思っております。

で、これはいい結果が出たんじゃないかなと思っております。魅力ある施設になるように、大いに期待しております。

それと、第2点は、その近くにあるんですが、遊具を撤去した土柱そよ風ひろばの利活用についてということで質問してございます。

過去には、木製遊具があつて家族連れが結構来てたんです。土柱を見たついでに子どもを遊ばそうかとかということで結構人気があつたんですが、どうしても、これも古くなると木製遊具でございますので倒壊のおそれもある、事故があつたら大変ですし、職員をそこに一日中配置するとか委託して配置するっていうのは経費もかかるということで、多分撤去したんだろうと思います。その後の活用についていろいろモニタリング調査もしてるというような話も聞きました。どのようにそよ風ひろばの利活用を考えているのか、担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 吉田議員の一般質問の1問目、土柱周辺の観光開発についての再問、遊具を撤去した土柱そよ風ひろばの利活用はどうかについて答弁をさせていただきます。

土柱そよ風ひろばは、平成9年度から平成12年度にかけて国の補助金を活用し整備した公園で、建設当時から多くの家族連れに利用され、休日ともなれば子どもたちでにぎわいを見せておりました。しかしながら、当時整備した大型の木製遊具は建設から20年以上が経過したことから定期的に点検し、補修を続けてまいりましたが、老朽化による傷みが激しかったため令和4年度に撤去を行っております。

遊具撤去後においては、土柱そよ風ひろばをキャンプサイトとしての可能性を検証するため、今年10月まで実際にキャンプを体験していただき、意見をお聞きするモニタリング調査を実施し、多くの方にご協力をいただきました。この調査結果では、水回りなど設備の充実が必要というご意見などもいただいている一方で、その多くは景色や夜景が素晴らしい、土柱や温泉施設が近く立地条件がよいなど、キャンプサイトとして非常に高い評価をいただいております。

今後は、キャンプサイト設置による本市への誘客をはじめ、地域にもたらす経済効果や費用対効果を検証するとともに、現在検討を進めております土柱の湯周辺の利活用方針も見極めながら、土柱そよ風ひろばが以前のようなにぎわいが戻るよう、今後の整備方針を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

キャンプ場として利用できないだろうかということで、モニタリング調査をやっているそうでございます。利用者から私も聞いたところによりますと、雨天とか夏の晴天でもバーベキューができるような日よけ、雨よけ施設があったらありがたいなというような話を聞いたことがございます。費用としてはそんなに大したことではないと思います。土柱、それから先ほど申しました土柱の湯、それとここと3つで、ひとつ魅力ある集客エリアになればいいかなと私も期待しております。しかも、キャンプ場となると投資も少なくても案外誘客も望めるんじゃないかと、若い人に関心を持ってもらえるんじゃないかなと、面白いところに目をつけたなと私は思っております。モニタリング調査でいろんな要望も出ているようでございますので、ひとつできるだけ効果のあるような施策を講じてほしいと思います。

以上で土柱周辺の観光開発についての質問を終わらせていただきます。

次、2点目の質問でございます。

営農型太陽光発電についてということで、我々、私もそうなのですが、農業で野菜作り、米作りはあまりもうからないということで、特に園芸をやっているんでございますが、湿田とか半湿田で野菜が作れない農地っていうのが比較的多く遊休農地になっております。借手を募集しても、借手がお米だけ作ったんでは赤字になるから借りれないということで、借手の農家、後継者にしても野菜が作れる土地を条件、車寄せがよいというようなことを条件に書いています。残ってきた農地っていうのが、大体そういう袋地とか半ふけ田、ふけ田で野菜が作れないというところが残っておるんでございますが、そのとき救世主みたいに現れたのが営農型太陽光発電でございます。

CO<sub>2</sub>削減、火力発電や原子力発電を減して太陽光発電なり風力発電を増やそうというような施策が農業分野にもやってまいりました。市内、結構走っても、山あいでも営農型の太陽光発電ができてるってことで、事業者にしたなら、ちょっと山あいでも赤字にならずに何とかやれるのかなと思って感心しているところでございます。

急激に営農型発電は広がったのですが、問題もいろいろ出てきているようでございます。最初は国のほうも営農型発電をどんどん広げたんてでございますが、条件としてはパネルの下で園芸の作付をしてほしいというのが条件であるんでございますが、最初はどんど

ん立てていったんですが、作付が追いついていないでないかというのが散見されるようになりまして、全国的に問題もあるようでございます。その辺について、阿波市の現状とか問題、課題はどのようなものがあるか担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 住友農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（住友勝次君） 吉田議員の一般質問の2問目、営農型太陽光発電についての1点目、営農型太陽光発電の面積や件数の現状や問題点はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受けた農地に、簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うものでございます。

この営農型太陽光発電を含む本市の太陽光発電施設による直近3年間の転用申請状況は、令和4年度は太陽光発電施設が14件、営農型太陽光発電は8件、うち新規2件、令和5年度は太陽光発電施設が16件、営農型太陽光発電は40件、うち新規4件、令和6年度は太陽光発電施設が14件、営農型太陽光発電は21件で、うち新規は0件となっており、平成25年の当制度開始後、本年11月末現在で営農型太陽光発電は延べ85件で、許可を受けた農地面積は15万8,754平米、うち転用面積は244,583平米となっております。

次に、営農型太陽光発電の問題点についてでございますが、太陽光発電施設の下部の農地では営農の適切な継続が求められており、特に本年度より下部の農地は農林水産省農村振興局長通知において、農地転用許可の対象箇所が太陽光設備の日陰が生じる箇所から設備の在する区域全体へと拡大とされました。このことにより、生産された農作物の品質が著しく劣化が生じないこと、下部農地で生産された農作物が平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないことなどの条件が、太陽光設備の在する区域全体へ広く適用されることとなりました。加えて、年1回、収穫量、単収、品質等を県知事に報告する必要があります。この報告の結果、営農に支障が生じている場合には現地調査を行い、改善措置等を指導し、一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は是正勧告や原状回復命令等の措置を定められており、営農型太陽光発電はこれらの厳しい条件下において、いかに適切な営農を継続していくかが課題となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ただいま農業委員会局長から答弁をいただきました。

かなり太陽光の発電面積は広がっているということでございます。平成25年の開始以来、件数としては営農型太陽光発電は85件、農地面積は町数に直したら15町8反、かなりな面積を利用しております。

これ、電力会社と大体20年の契約をされているのがほとんどだろうと思います。ところが、条件があって、パネルの下で営農活動してくれということで、金額でなしに収量、例えば露地で1トン採れるような作物であれば、800キロ以上は収量が必要だというふうな条件だそうでございます。最初は、ちょっと多めに見ているのかなというので捨て作りみたいな農作物も見えては過去にはおったんでございますが、この頃は優良農地を守ると、それから食料安全保障も大事だということで、約束どおり露地で作る農作物の収量の8割余りは収量を上げてほしいということで、非常に条件が厳しくなっており、監督も厳しくなっておるようでございます。毎年、収量は県知事のほうへ届けなければいけない、県と市からも現地調査にも毎年行っているようでございます。予定どおり、計画どおりしていないところには、注意とか指導が行くらしいようでございます。それでも予定どおりしてくれない方は、元の農用地に戻すようにというような命令まで出るようでございます。最初は簡単なよう広がったんでございますが、このところ特に国や県の指導が厳しくなっていて、市も続いて同じく指導、支援をしているという状況だそうでございます。それが現状でございます。

後、次に再問になりますが、営農型太陽光発電、じゃあ始めるにはどのような手続が必要であるのか、お聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 住友農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（住友勝次君） 吉田議員の一般質問の2問目、営農型太陽光発電についての再問、営農型太陽光発電を始めるにはどのような手続が必要かについて答弁をさせていただきます。

営農型太陽光発電を始めるには、農地の太陽光発電設備の設置場所の一時転用許可を受ける必要がございます。転用許可申請は随時農業委員会で受付しており、この申請書には事業計画書、営農計画書、平面図、土地利用計画図、資金証明書、全部事項証明書、公図等を添えて書類を提出していただくこととなります。申請書受理後、農業委員会の総会に諮り、許可相当と判断された場合は徳島県農業会議に諮問し、答申を受けた後、県に送付します。その後、県知事の許可を受けて初めて太陽光発電設備の設置が可能となります。

以上、答弁とさせていただきます。

(19番 原田定信君 入場 午後1時46分)

○議長(笠井安之君) 吉田稔君。

○16番(吉田 稔君) 今、農業委員会事務局長から営農型太陽光発電を始めるに当たっては一応農業委員会が窓口であると、それから農業委員会でも諮り、それから農業会議にも諮問し、最終は県知事が判断するというようなお話をいただきました。

今、問題というか、私も問合せされる農家の方が何件かあります。二、三年前に営農型の太陽光パネルを立てたいから売ってくれませんかという農家に、チラシも結構まいたようでございますが、その話に乗られた方が、もう後継者もないので農地を処分したいという方が結構いて、そういう方が特に話に乗ってるようでございますが、今農地を買ってくれる方がなかなかいない、面積を増やして耕作してる方もほとんどが借りて面積を増やしているという状況であって、農地を買ってくれる方がなかなかいない中で、太陽光発電業者だけはどんどん買って行って面積を増やしてるというので、話に乗って内金だけを数万円頂いた、二、三年待ってください、着工までにはそれぐらいかかりますということ、2年3年と待ったんですが、なかなか着工してくれない、吉田さん、どなんなつとんだろうな、ちょっとあちこち聞いてみてくれるでということで、私もあちこち聞いてはみたんですが、営農型発電の事業者さんも農家との仮契約みたいなものですが、広げ過ぎて作付が間に合わないというようなことで、計画どおり県に申請は上がって許可はもらったものの、パネルを並べた面積に対する園芸、農作物の作付が間に合っていないということで、県のほうも認可するのを待っているというような状況というのを聞きました。

阿波市では、農業委員会とか農業振興課が調べたところはかなり約束どおり作付はできているそうございますが、県下一円活躍している営農型事業者にとっては、まだほかの市町村で十分園芸の作付ができていないってことで、県知事のほうも認可を今、止めているというような話もちらっと聞きました。阿波市の方は、農家にしたら2年3年待ったら事業を始められるだろう、最終の売買契約も成立して残りの残金も頂けるだろうと思うて首を長くして待っているんですが、なかなかということで、どなんしたらええだろうと。結局、もうそれ以上待てないだったら解約したらどうですかということで、この間、市場町の農家の方から解約はできましたというような電話が入ってきました。そういった実情を農家は知らされていないので、発電事業者に電話で問い合わせたら、二、三年と話は農家にはしてあるんですがもう少し待ってくださいというような答えしか出てきま

せんでした。それ以上待てない方は、だから農家の方はもう解約して、新しい借手なり買手を見つけるしかないなということで、私もアドバイスはしておるんでございますが、そういった問合せも多分農業委員会とか農業振興課にはたくさん来ているかと思しますので、そこはひとつ適切なアドバイスを農家にしてあげてほしいと思いますし、発電事業者にはやっぱり計画書どおりやってほしいというふうな旨をひとつ強く伝えていただきたいと思います。問題解決はそういったところからできていくんでないかと思しますので、今回はそれに絡めて質問をさせていただきました。

これで営農型の太陽光発電についての質問の項は終わります。

次に、市道の舗装整備についてということで2点質問いたしてございます。

9月議会だったかな、笠井一司議員からも質問がありましたが、市道の舗装をしてもらいたいようなところが散見されるというような話が出ておりました。私のほうも、そういった話が自治会長とかあるいは地権者の方からよく参ります。要望はしているんですけど、なかなか予算が少ないんかな、できないな、してくれても2年ぐらいでできそうな長さだけど、4年、倍はかかるぐらいの進捗率じゃなあというような、ちまたではそういう話が結構されております。

そこで質問でございますが、阿波市の市道の再舗装の要望件数やその状況はどのようになっているか、竣工状況はどのくらいかについて質問いたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 吉田議員の一般質問の3問目、市道の舗装整備について、市道の再舗装の要望件数や状況はいかほどか、竣工状況はどのくらいかのご質問に答弁させていただきます。

身近な生活道路となる市道整備につきましては、毎年市民の皆様から拡幅改良や排水路の改修、舗装修繕など数多くのご要望が寄せられております。本市では、道路整備などの優先順位設定評価基準を設け、ご要望いただいた箇所については職員による現地調査を実施し、整備効果や利用頻度、議員ご質問の舗装修繕については老朽度などの評価を行い、整備に係る概算事業費を算出し、優先順位をつけ、順次予算要求を行い、事業を実施しています。

直近3か年の舗装修繕の要望箇所の整備状況は、令和3年度が要望箇所15件に対し実施済みが11件、令和4年度が21件に対し13件、令和5年度は24件に対し6件が実施済みであり、令和3年度から令和5年度に要望のあった60件に対する実施率は約5

0%となっております。

現在の要望箇所への取組については、道路改良、舗装修繕とも多くのご要望にお応えするため、優先度の高い箇所を道路予算範囲内で複数年かけて取り組んでいるところです。なお、道路路面の穴埋めなどの補修や側溝蓋の修繕、カーブミラーの更新などの事故につながるおそれがある道路の維持管理につきましては、職員が早急に現地確認を行い、迅速な対応に努めております。

今後におきましても、皆様からご要望いただいた身近な生活道路の改修については、限られた道路予算の範囲内で適正な予算配分のもと、計画的な工事発注に努め、市民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 部長から答弁をいただきました。

市道っていうのは、市民の生活道でございます。毎日毎日使っておりますので、一番要望が多い部署ではないかと思えます。道路に穴が開いているっていうのは、市民が建設課に電話したり、私も頼まれて部長、課長に修繕要望を出しておるんでございますが、大体、朝頼んだら、穴が開いとるぐらいだったら、夕方か遅くても次の日にはもう穴埋めが完了していると。もうすばらしいというか、速さは見上げたものだと思います。市民から、褒めてあげてくださいと言われたこともあるぐらい、迅速に対応がされております。ただ、全面舗装の要望っていうのは、なかなか、何年も前からしてるけど、優先順位つけてかかれるっていう話を聞いたもんですから、まだ優先順位の上には入らんのかなというので、もう何年も待たれてる方もございます。

今、部長から答弁いただきました令和3年、4年、5年の過去3か年の要望件数は60件、実施率はその半分の50%となっている。過去3年がそうであるので、もういっちょその前の3か年となると、さあ70%ぐらいは実施率はいってるとは思いますが、何せたまった要望箇所を新年度の予算でこなしていっておると。400メートルぐらいなら2年かけてもできるかなと思うんですが、2年400メートルが50メートルずつだったら、はや8年もかかるという、現実はそんなような状況かなと思っております。特に市民の安全・安心につながることでございますので、また市民が常に通っておりますので一番目につくということで、これはしかし担当部局も市内全般からの要望に対して、できるだけ公平に客観的に見て事故のないように、急ぐところからかかっているとは思いますが、一番苦勞

しているのは予算頂いた中から工面して部長、次長、課長ができるだけ公平にしようと思ったら、400メートル舗装してもらいたいなといっても50メートルずつになって、完了に8年もかかるようなところがどうも多いような気がいたしております。

阿波市の経営も厳しいっていうのは部長も市長も常に言われておりますが、市長は国の予算をもらってくるのは上手でございますので、いろんな部署の補助金を国から取ってきていただきまして、多少浮かしたところをこういった遅れている部署に予算を割り振って完成させてあげないと、人口は合併の20年前の4万2,000人おったのが今8掛けぐらいになってしまいました。市道の長さが8掛けっていうわけにもいきませんので、同じ長さを利用しておりますので、市民から頂く税金は減っていつているのではございますが、何とか、先ほど市長の所信もありましたが、国の有利な補助金とかを取ってきていただきましていろんな部署に活用されれば、こういった道路建設や道路の維持予算にも回せるんでないかなと、これはもう市長の腕にかかっていると思うんでございますが、期待しております。

同じような内容の質問でございますが、再問として、新設改良の市道で3年近く舗装待ちの状況もある。左右の路肩はできて、中は建設残土とかバラスでならして、あとは舗装待ちなんでございます。これは農地の間の、農道といえば農道なんですが、農地の間の市道でございます。どうしても水がたまったり、草がたくさん生えます、舗装ができてないので。通れるったら軽トラックとトラクターぐらいで、乗用車は傷がつくので通りたくても通らず迂回をしているような状況でございます。400メートルぐらいですが、これも七、八年かかったと思います。間、また3年ぐらい休んでございますが、農地の中の道でございますので、半ふけ田の周辺でございますので、3年待つとる間に沈下もして路面も逆に縮まってきて、農家の方は忘れとんでないでというて、聞いてみてって私も言われるんですが、限りある予算を割り振り、多分部長もしとるから、もう少し待ってあげてくださいと私も言ってる状況でございます。その間に路面も10センチぐらい沈下して、しっかり固まったような状況でございます。もうそろそろかかるかなと思って地権者や市民の皆様、心待ちにしております。こういった状況もございます。市内全域で舗装待ちの道路も多いようでございます。市長はどういったお考えで対処されるのかお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の3問目、市道の舗装整備についての2問目、新設改良の市道で3年近く舗装待ちの状況もあるが予算不足なのではないかというこ

とに答弁させていただきます。

吉田議員も言われたように、阿波市のような地域におきましては、各戸で数台車を持って、車がなかったら生活できないというような地域でございます。ということは、幹線道路、高規格道路、それと狭小な生活道路もでございます。そういったことで、市民の要望をいち早く結果を出すということが大事だと考えております。

そして、本市の道路建設予算においては予算総額の上限をあくまで基本的には設けておりますが、市民の皆様の安全・安心というか、それを上回る事故とか、そういうことにならないようなことをするのが行政だと思っております。こういったことで、限られた予算とはいいながら効率的かつ効果的に利用するのが必要であると考えておりますが、昔、国のほうの方針で新設といいますか造ることから賢く使うということで、改良系から維持系ということに流れ的には変わってまいりましたが、市民の皆さんから毎年複数の要望が上がってまいりますので、できるだけ速く対応していけるように緊急性とか公共性、公益性を鑑みて、担当部局と相談いたしまして取り組んでいきたいと思っております。そして、場合によっては、今までの建設事業といいますか維持管理も含んだ道路予算に対しましては、いつも話題になります教育委員会におきまして小・中学校等の通学路の点検とか、そういったことの危険性も踏まえまして、今までの配分の仕方の、前例踏襲じゃなしに変えていくことも必要だと考えております。

こういったことで、行財政改革、人口減少、いろんな財源不足っていうことは十分踏まえながら、結論といたしましては、新年度におきましては国の動向や経済情勢を注視することは十分知っておりますが、そういったことで予算のバランスを考慮した上でしっかりと現場でものができるようなことを考えていきたいということで、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長から答弁いただきました。

要望することが各分野で非常に多いと、その中でも予算も大体今のところ決まってしまうので、いかに配分していくかが大きな市長の課題だと思いますが、市長、それ以上に国からのいろんな分野での助成金、補助金をもらってくるのは、市長、今までの得意分野でございますので、市長になってそれをもっと生かしてほしいなと思っております。

やはり、財政当局から予算を決められると一番つらいのは部長でないかなと。こんだけ要望が4町から来ているのに3つ1、4つ1しか応えられないと。立場が変わればつらい

部長職やなあとは思っております。できるだけ、市長と交渉して優位な財源を見つけ、市民の安全・安心を守るような道路行政をやっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（笠井安之君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 15番松村幸治、志政クラブ、ただいまより一般質問をさせていただきます。

さて、昨今、国政では与党が過半数割れをし、石破内閣の支持率も低迷しておりますが、地方自治のみに身を切る改革を迫るのではなく、まず国会議員から身を切る改革を進めてほしいものだと思っております。阿波市も、行財政改革の中から、議会からは次回からの選挙で定数の2人を削減で18名ということを決めました。また、行政サイドからはコミュニティーセンターの統合、それからまた各議員からの質問で小・中学校の統廃合、支所の縮小、廃止などを述べておられる議員もだんだん出てまいりました。

そのような中で、私の1番目の質問、市役所駐車場の拡張についてということで、この件に関して、各支所には来庁者用の十分な広さの駐車場がありますが、来庁者の駐車場では十分でないため拡張してはどうかという質問の内容なんですが、これには現在でも平日に至っては、アエルワで例えば行事があったとき、また選挙等で期日前投票が行われるときなどに、市民の皆様から、市役所の駐車場が狭くていつでもいっぱい車の駐車スペースが足りないという声がたくさん上がっております。その上、将来、支所の統廃合が進んだときにはこの市場町の本庁への来庁者が増加するであろうということを踏まえて、今の早い段階での市役所駐車場の拡張をしてはどうかという質問をさせていただきました。このことについての答弁をまず求めたいと思います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 松村議員の一般質問1問目、市役所駐車場の拡張について、各支

所には来庁者用の十分な広さの駐車場があるが、本庁舎の駐車場は十分でないため拡張しないのかとのご質問に答弁させていただきます。

現在の本庁舎の駐車場につきましては、庁舎前、庁舎北側、庁舎東側、アエルワ北側、学校給食センター北側があり、全体では564台が駐車可能となっております。その中で、主に職員等の駐車場としてはアエルワ北側や学校給食センター北側及び庁舎前の一部を利用し、庁舎北側については主に公用車駐車場として、庁舎東側については議会及び特別職で利用しております。来庁者駐車場としましては、庁舎前の駐車場に本庁舎で勤務する職員等を除いた73台が常時利用可能となっております。

議員ご質問のように、各3支所の駐車場に関しましては旧町庁舎跡付近で開庁していることもあり、比較的十分な広さが確保できておりますが、本庁舎の駐車場につきましては、休日を除き、平日の日中に本庁舎、アエルワで大規模な会議やイベント等が開催される場合においては、アエルワへの来場者や本庁舎への来庁者の駐車場が不足いたします。そのため、あらかじめ日程等が決定している場合には、契約管財課において、開催されるイベントの来場者数に応じた十分な駐車場が確保できるよう事前に職員に周知し、北側の市場センターパークや市の管理する公園駐車場等に臨時的に車を移動していただくなどの対応をしております。

今後につきましては、引き続き市民の皆様にご不便をおかけすることがないように努めるとともに、駐車場の拡張につきましては市財政とのバランスを考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいまよく答弁をお聞きいたしました。

市財政とのバランスを考慮し検討してまいりたい、まあ95点ぐらい、いい答弁だったと思います。市民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、まあ混んどるときは常に迷惑かかっております。常時可能なのが73台ということでありました。ここは東京都庁ではございません。阿波市の市場町で、それも県道12号線からずっと入ったとこでございまして、この本庁舎の周りにはコンビニの一つもございませんし、また田んぼはたくさん余っております。都庁のように1坪1,000万円もするようなとこでございませんで、将来のことを考えて駐車場の拡張を真剣に、また前向きに考えていただくことを強く要望して、あんまりしつこく言うても部長また後で怒ったら困るんで、次の質問に入りたいと思

います。

次に、2番目の質問として、新年度の小・中学校の給食費の完全無償化、一部助成を求めることについて、その中で1つ目に県内、全国小・中学校の給食無償化の状況について、まずは説明を教育長にいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 松村議員の一般質問の2問目、新年度の小・中学校給食費の完全無償化、一部助成を求めることについての1点目、県内、全国の小・中学校の給食無償化の状況について答弁させていただきます。

文部科学省が行いました令和5年9月時点の調査では、全国の都道府県、市区町村教育委員会1,794のうち約3割に当たる547教育委員会で小・中学校給食費の無償化を行っておりました。東京都においては全ての公立小・中学校の給食費が無償となっております。青森県でも10月から全ての公立小・中学校の給食費が無償となっております。さらに、沖縄県においては来年度より中学校の給食費の無償化を行う市町村には2分の1の補助を行うと発表しており、子育て・教育支援の一環で全国的な広がりを見せております。平成29年度の調査では76教育委員会で行っていただきましたので、この6年間で約7倍に増えております。無償化しております自治体の中には、多子世帯や所得制限などの支援要件を設けているところや、一部の学年に限定して無償化を行っているところもございます。

一方、県内の状況ですが、令和6年11月末現在、小・中学校の給食費を無償としているのは8市のうち三好市のみとなっております。町村では、神山町、佐那河内村のみが小・中学校の給食の無償化を行っております。また、鳴門市は中学校3年生のみ無償化を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま答弁の中でもありましたように、子育て・教育支援の一環で全国的な広がりを見せていますので、阿波市の教育委員会も努力をお願いをしたいと思います。

次に、この件に関して再問で、新年度の小・中学校給食費、これはどのように運用されるのかということをお聞きしたいと思います。

この件については阿波市の子育て支援の一環として、前回の私の質問でもランドセルに

代わるリュックサックの配付ということも決定をしていただきましたが、子育てのまち阿波市としてのキャッチフレーズに恥じないよう、前向きをお願いする次第でございます。

そこで、市長に質問ですが、来年度より小・中学校の給食の無償化をお願いしたいと思うんですが、市長のご決断をお聞かせを願いたいと思います。また、徳新さんも今日おいでとるんで、ランドセルの代わりになるリュックサックとかセットにして大々的に載せていただいたら、阿波市の子育て支援の一つの商業にもなるかと思っておりますので、ぜひ前向きな答弁を市長をお願いしたいと思ひまして、市長、どうぞ答弁よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の2問目、新年度の小・中学校給食費の完全無償化、一部助成を求めることについての再問、新年度の小・中学校給食費はどのように運用されるのかについて答弁をさせていただきます。

これと同様の質問に関しましては、今年の第3回市議会定例会で原田定信議員より質問をいただきました。その後、いろんなことを検討し、先ほど高田教育長のほうから全国的なこと、県内の運用状況についても報告をさせていただきました。

ということで、この教育無償化について若干歴史をお話ししますと、昭和48年、今からかなり前ですね、昭和48年頃から国会において学校の給食無償化をできるだけ早く実現したいが、すぐにできないのは財政上の理由であると参議院の文部委員会でも議論されております。こういったことで、財政の事情があると言いながら117兆円の国の予算、年間、そのうち文部科学省の所管の予算が6兆9,000億円ということで、10%以下の、もし公立の小・中学校の給食を完全無償化したら約5,000億円かかると言われております。そういった中で、給食の無償化は本来なら国策と私は思うんですが、少子・高齢化が想像以上に加速する中、経済大国を自負しながらも実現できていないのが今日でございます。

こういった中で、前首相でございます岸田総理大臣のときに、令和4年の国会において給食法は全額補助を妨げないと、しかしながら自治体において判断すべきものと当時の総理より答弁しております。その後、給食法においては学校設置者が検討することがふさわしく、最終的には首長の判断が大きいというようにされております。こういったことで、こども家庭庁とかいろんなことができながらも、四国市長会のほうでも議長会さんのほうでも文部科学省ないし財務省のほうに要望は上げておりますが、残念ながら来年度の

国の予算にも計上されているという情報がございません。

こういったことで、阿波市の現状を申し上げますと、物価高騰を踏まえまして、現在阿波市の学校給食費の値上がり分は1食当たり小学校が38円、中学校が42円の支援を行っております。1食当たりの小学校費はずっと推移しているわけでございます。

こういったことで、議員ご質問の給食費の無償化につきましては、重要施策である、子育てするなら阿波市として子育て支援、教育支援の一環の中でいろんな調査をしておりますが、これに対してはかなりの財源が伴うということはもう大前提でございますが、これこそ9月議会で原田定信議員にも答弁させていただきましたように、そう言いながら日が3か月たったということで、新年度予算に関しましては小・中学校とは言いませんが、予算組みのほうで何か一步を国に先駆けて踏み出しまして、国の補助制度とか県の助成を待つというような体制を取っていきたいということで現在考えておりますので、その際にはまた議員のご理解、ご協力をお願いしたいということで答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 今、市長の答弁をお聞きして、国に先駆けて1歩踏み出した予算を提案したいという答弁をいただきました。私の思いますに、多分来年度からは最低でも小・中学校のどちらかは給食費の無償化が実現すると思っており、期待をしております。東京都なんかは、給食無償化、何無償化って、これははっきり言って一極集中の完全な子どもとかのサービスに対する差別ですよ。あんだけ予算があつたら何でもできます。阿波市の財源も重々分かっておりますし、一生懸命頑張ってキャッチフレーズに恥じないような、市長にも来年度にはご英断をいただいて、またいい発表ができるようにしていただけたらと思います。

この質問は、それではもうこれで終わります。

それでは、次の3問目に入ります。

次に、現在国が進めております、強風災害などにより被害を受けるおそれがある住宅に住まわれる皆さんが安全に生活できる住宅を確保できるよう、住宅の改修に対する支援を強化することを目的とした瓦屋根強風対策支援事業に関して、1つ目として事業の目的について、2つ目として支援対象と内容について、この2つを一括して質問をさせていただきます。

令和元年9月に、千葉県において最大瞬間風速57.5メートルの観測史上1位となる

強い台風が上陸したことにより、市内のゴルフ練習場のネットを支える鉄柱が倒壊する事故が発生し、さらには房総半島南部を中心として住宅の瓦などの屋根材が飛ばされるなど大きな被害が発生したことは今でも記憶に新しいところでございます。このうちに被害のあった瓦屋根の多くは、瓦がくぎなどで屋根の下地に固定されていなかったそうでございます。一方で、同じ住宅区域でありながらほとんど被害のなかった瓦屋根は、台風や地震などの自然災害に強い瓦屋根を実現するため、阪神・淡路大震災を経て平成13年以降、瓦業界の自主基準として導入し進めてきた、全ての瓦をくぎやねじで固定する工法が採用されていたそうでございます。このことを受け、国は昨今の台風や地震による大規模な瓦の被害を踏まえ、建築基準法の告示基準を改正し、令和4年1月から瓦の留めつけ方法に関する基準を強化しており、新築の住宅や建築物に対して、全ての瓦の固定が義務化されたそうです。

そこで、質問に移りますが、建築基準法の告示基準の改正に伴い、国の補助制度として設けられた瓦屋根強風対策支援事業について、徳島県内のほかの自治体で一部運用されているそうですが、この事業の目的と支援対象及び事業内容について、どのようなことであるのかということを高田建設部長に答弁をお願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 松村議員の一般質問の3問目、瓦屋根強風対策支援事業について、幾つかのご質問をいただいておりますので、一括して答弁させていただきます。

近年、異常気象は頻発化、多様化、甚大化しており、台風などの強風や地震などにより瓦屋根が脱落、飛散するなど家屋への被害が増加しております。議員お話のありましたとおり、国は令和元年、房総半島台風によって住宅の瓦など屋根材が飛ばされる被害が多数発生したことを受け、建築基準法に基づく瓦屋根の留めつけ基準の改正を行い、令和4年1月以降に着工する増改築を含む建築物に対し、瓦屋根を落とさない、飛ばさないために全ての瓦を固定する設計、施工を義務づけております。

議員ご質問の事業の目的ですが、令和3年以前に建築された家屋のうち、耐風性能が十分でないおそれがある屋根に対し、耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部を支援することにより、強風災害などによる被害を受けるおそれがある住宅に住まわれる方の被害の軽減及び安全性の確保、向上を図ることを目的としております。

次に、支援対象と内容についてですが、対象は令和3年以前に建築された家屋のうち粘

土瓦やプレスセメント瓦などでふかれた瓦屋根で、耐風診断として1棟当たり補助対象限度額3万1,500円に対し3分の2に当たる最大2万1,000円、耐風改修工事については補助対象限度額240万円に対して23%に当たる最大55万2,000円を補助することとなっています。

徳島県では、令和4年度に瓦屋根の強風対策の補助事業を創設しており、県下では徳島市を含む2市3町1村が要綱等を制定し、運用しております。本市におきましても、屋根に留めつけされていない瓦の飛散や脱落の危険性を認識しており、強風災害による被害の軽減と安全性の確保、向上を図るため、事業実施に向け検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま高田部長から答弁がありましたとおり、屋根に留めつけされていない瓦の飛散や脱落は、私たちが生活する上でも大変危険であります。台風や地震などによる被害の軽減と市民生活の安全性の確保、向上を図り、自然災害に強いまちづくりを進めるために、本市におきましても前向きに取り組んでいただくことをお願いいたします。今回の私の質問は全て終わります。お疲れでした。

○議長（笠井安之君） これで15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。ちょうど3時頃ということで。

さて、今回、私の質問は3つ、1、地域防災について、2、ごみ減量の取組について、3、農地と太陽光発電について、以上3点であります。

災害列島日本。災害が国難と言われて久しく、日常の備えの大切さを痛感する日々であります。

今、地域防災の在り方が問われ、中でも共助、互助の要である自主防災組織の活動が注目されております。本市でも自治会を単位とした自主防災組織の訓練に補助金で支援する

などの施策を進めています。自助から共助へ、地域のことは地域で守るを合い言葉に、公助だけに頼らず地域の防災力をいかに高めるかが喫緊の課題となっております。

そこで質問です。

各自治会自主防災組織における防災訓練の現状はどのように進んでいるのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 藤本議員の一般質問の1問目、地域防災についての1点目、各自治会自主防災組織における防災訓練の現状はどのように進んでいるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本市でも大きな揺れを観測した阪神・淡路大震災では、発生直後に救助を必要とした人が3万5,000人いたとされており、そのうちの約8割に当たる2万7,000人を助け出したのが隣近所の人々でした。それ以来、地域コミュニティーが重要視されるようになり、私たちの地域や隣人たちは私たちで守るという精神のもと、自主防災組織が結成され、現在地域防災力の要という重要な位置づけとなっております。

議員ご質問の各自主防災組織における防災訓練の状況についてでございますが、コロナ禍以前の平成30年度は86組織2,133世帯、令和元年度は84組織1,938世帯の実績があったのに対し、令和2年度から令和4年度までのコロナ禍の3年間では年間平均にしますと約20組織600世帯ほどにまで減少しております。なお、昨年度は5月に新型コロナウイルスが5類感染症となったこともあり、55組織1,154世帯の実績となっており、回復傾向となっているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいま答弁であった自主防災組織の訓練の数というのは、補助金の実績からカウントした数値であると理解しております。阿波市には約360の自治会があることから、今答弁のあった昨年度55組織という数字は約15%にすぎません。

1,154世帯というのは、これ阿波市約1万5,400世帯ありますから8%弱という数字になります。ご存じのように、小学校区ごとの連合組織は10全て立ち上がったけれども、それを構成する自治会単位の自主防災組織における訓練はなかなか進んでいないというのが実態のようです。これだけ日本、次から次へと大災害が続いている状況の中で、訓練の必要性ということが叫ばれておりますが、今の数字から考えて、どうしてこう活動

率が高まらないんだろかなというところであります。市からは、これ様々な働きかけや広報をしておりますし、阿波市防災士会なども各自治会からの支援要請に応じて動いております。

原因の一つに、自主防災としての組織が独立して機能していないのではないか。つまり、一般的に多くの自治会っていうのは会長、副会長、会計っていうふうな三役が中心的な役割を担うんですが、大体1年2年すると役員が交代していくと。自主防災組織として独立して固定化はしていないというのが現状であります。また、これ結構訓練って一言に言うんですけども、これを引っ張っていくって難しいところがありまして、リーダーの不在、さらには訓練のやり方そのものへの不安であったり、マニュアルの不整備など、どの自治会も恐らく危機感を持っているんですけども、組織化、行動化には移せない理由がいろいろあるようです。また、防災機材や備品の整備が整っていない、このことも原因の一つに考えられます。

そこで再問として、各自主防災組織の防災機材や備品の整備状況はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 藤本議員の一般質問の1問目、地域防災についての再問、防災機材や備品の整備状況はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

平成18年10月に組織の育成と住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、阿波市防災資器材貸与規程を創設し、自主防災組織を設立した際に、1組織1回限り希望する防災資器材を世帯数に応じ貸与し、貸与期間である5年を経過した場合は譲渡すると定めております。貸与する資器材につきましては、用途に応じ26品目ある貸与防災資器材一覧表の中から、テコバール8点、担架19点など自分たちの地域で必要と思われる品目と数量を選択していただき、その合計点数がおおよそ100点をめどに貸与する仕組みでございます。

令和6年11月末現在、これまでに貸与した自主防災組織は約250組織、資器材の総額は約2,500万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で阿波市は平成18年10月に防災資器材貸与規程を

創設していることが分かりました。これに基づいて自主防災組織を立ち上げるときに1回に限り点数にして100点、約10万円相当の防災資器材を貸与し、5年が経過すると譲渡するというふうになっているということで、私もこれ十分に理解してなくて、今回説明を受けました。(パネルを示す)

今、局長から説明のありました阿波市貸与防災資器材のこれは一覧表であります。例えば、電子メガホン21点、消火器16点、ヘルメット3点等々26品目について、自主防災組織を立ち上げるときにこの中から100点相当のものを、そのときは貸与、5年したら譲渡というふうになっているということでありまして。先ほど説明がありましたが、約250組織がこれを貸与され、恐らく譲渡に移っていると思いますが、この数約70%ということですからかなり多くのところが利用しているということになります。

私の所属する自治会も2007年、平成19年3月にこの貸与を受けております。ただ、そのときに受けたのが、テコバールとかメガホンとかというもので、実際に訓練を行うときにはもっとももっといろんなものが要るわけでありまして、私の自治会はそれぞれ訓練を活発にするために、自前で防災資器材を毎年購入しております。例えば、発電機、担架、車椅子、リヤカー、かまどなどなどで、必ず購入すればそれを使って訓練をして、住民の理解とともにその有用な方法、これを考えているということでありまして。本来は自主防災組織でありますので、自分らのことは自分らでやっていくというのが基本であります。ただ若干自主防災組織だけの限界を感じる時があります。

そこで、再々問として、今後自主防災組織のニーズ、訓練や備品などをそろえることにおいて、どのように対応していくのかお尋ねをします。

○議長(笠井安之君) 笠井危機管理局長。

○危機管理局長(笠井和芳君) 藤本議員の一般質問の1問目、地域防災についての再々問、今後自主防災組織のニーズ、訓練や備品などにどのように対応していくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、自主防災組織が実施する防災訓練は様々で、地域集会所に消防署員や防災士を招いての防災出前講座、また阿波市総合ハザードマップを活用し自分たちの地域の避難所や危険箇所を再確認するなどの防災学習会、さらには初期消火訓練など、自分たちの地域の問題として捉え、各自主防災組織ごとに計画、実施いただいております。このように、地域ぐるみで活発に活動している自主防災組織は、地域の安全・安心に大きな貢献をしていますが、貸与した防災資器材を活用しての災害時救助訓練等を実施している組織は少数

で、集会所等に保管しているものの未活用である組織が多数を占めているのが実情でございます。

自主防災組織は、私たちの地域は私たちが守るという精神と連帯感のもと、自主的に結成し、自分や家族、隣近所の人たちを守るという自発的な使命感に基づく組織でございます。議員ご質問の防災資器材の重要性は十分認識しているところでございますが、地域防災における最も重要な問題点といたしまして、地域コミュニティにおいて顔を合わせて交流する機会が年々減少してきたことにより、人と人とのつながりが希薄化したことであると考えております。

一方で、今年度、小学校区自主防災組織連合会が未結成であった柿原小学校区、久勝小学校区が新たに結成され、市内全ての小学校区において連合会が設立されたところでございます。また、10月には小学校区を対象とした大規模な防災訓練が実施され、訓練体験による知識、技術の習得に努めました。さらに、小学校行事として防災訓練、参観授業を同時開催することができ、地域防災において重要な担い手となる若い保護者の方と自治会の方々が一緒に訓練体験を通じ交流できたことは今後に向けて大きな希望となりました。

各自治会ごとでの自主防災に対する急激な意識改革は難しいと思われませんが、小学校区自主防災組織連合会が実施する防災訓練に参加することにより、防災・減災のノウハウの共有化や情報交換などの相互連携が図られることが期待できるとともに、防災訓練での経験を家庭や地域コミュニティに持ち帰り、少しでも広く浸透していくことにより、一人一人に地域防災意識が芽生えるきっかけになればと考えております。

市といたしましても、全ての小学校区において連合会が設立されたこの機会を地域防災活性化の好機と捉えておりますが、まずは防災資器材貸与規程と同時に創設いたしました自主防災組織の運営に必要な経費として年1回1世帯当たり300円を助成する自主防災組織運営補助金をご活用いただきたいと考えております。

今後も引き続き、防災・減災に関するあらゆる啓発を継続し、自主防災組織の結成、育成を促すとともに、自主防災組織の運営に必要な補助の見直しも含め、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 局長の今の答弁、これなかなか阿波市といいたいまいしょうか、危機管理局の地域防災に対する戦略をしっかりとした言葉で述べていただいたような気がしま

す。なぜ小学校区の連合を強化するのかという意図を伝えていただきました。自治会単位の自主防災組織の活動が進まない中、小学校区ごとに立ち上がった10の連合会での訓練、そこでのノウハウや経験を各自主防災組織に生かし、地域防災の活性化の好機としたい、そういう思いが伝わってきました。また、答弁の内容でもニーズに今後応えていこうというそういう前向きさも伺うことができました。

私も連合に関わって10年を超えます。市長、危機管理局職員は実によく動いております。本当に私たちの手の届かないところをフォローしていただいて感謝しております。また、10小学校区の連合の立ち上げは地域の皆さんの熱意とともに、今市を挙げての取組の一つの大きな成果であろうと思っております。

ただ、もちろん課題はいっぱいあるわけですね。例えば林小学校区においても、林小学校区は参観日を外して、地域だけの取組としております。大体300から400人の参加がありますが、林小学校区は大体四、五千人なんですね。ですから来てくれたなと思ってもたかだか10%ということで、先ほど自主防災組織の実際の稼働について話しましたが、現状はなかなか厳しいものがあるということでございます。

そのように一朝一夕には事は進みませんが、我々も精いっぱい私たちの地域は私たちが守るといふ共助、互助の精神、これを具現化してまいります。そして、公助だけに頼らない、地域の防災力を高めていく、そういう努力を続けていこうと思っております。

さて、次に移ります。

私9月議会で、来年の8月から阿波市が出したごみは吉野町の中央広域環境センターに集めた後、山口県萩市まで運び処理業者に委託する。1トン当たりの処理費は現在の5万円から6万円から、8万円から9万円になる。今こそ、市を挙げてごみ減量に取り組み、経費を削減する好機ではないでしょうかと質問をいたしました。それに対して、市の答弁は、ごみ減量につながる有効な施策に取り組むとともに、あらゆる機会を利用し周知徹底に努めると答弁をいただきました。

そこで質問です。

市のごみ減量対策はどのように進んでいるのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 藤本議員の一般質問の2問目、ごみ減量の取組についての1点目、市のごみ減量対策はどのように進んでいるのかについて答弁させていただきます。

近年、環境保全や資源エネルギーの循環に関する取組が重要性を増す中、廃棄物の発生

抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市におきましても、協働・創造・自立のまちづくりを基本理念とした一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会実現のため、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つのRに取り組んでいるところでございます。また、広報あわやごみ収集カレンダーなどを活用し、正しい分別を呼びかけるとともに、家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、電気式生ごみ処理機の購入補助やコンポストの無料配布を実施しております。

さらに、今年度新たに開始しましたごみ減量化への取組としまして、阿波市消費者協会と連携し、食品ロス削減チラシを配布したほか、10月10日には家庭から発生する粗大ごみの削減を目指し、既に県内他市において導入実績のある株式会社マーケットエンタープライズ様と不要品のリユースに関する連携協定を締結し、広報あわ11月号で紹介させていただいております。この制度の導入により、これまで家具などを廃棄するときに粗大ごみとして処分されているものがリユース、いわゆる再使用されることでごみの減量化と資源循環につながるものと考えております。

今後におきましても、市民の皆様にごみの減量化と資源化に取り組んでいただけるよう、引き続き情報発信をするとともに、これまで行ってきました制度の拡充や新たな施策についても調査研究を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ごみ減量の基本は、今の答弁でもありましたように、阿波市が出しているごみ収集カレンダー、以前お見せしましたが、あれにきちっと書かれておるわけでありまして、これを徹底して正しい分別をすればかなり減ということは明らかであります。

食品ロスのお話もいただきました。これも大きな問題ではありますが、阿波市消費者協会と連携した食品ロス削減チラシの配布による働きかけもしてるということ、さらに今回広報あわ11月号でおいくらというアプリで粗大ごみの再利用ができる、この案内もありました。これも一つのアイデアですね。

私も今回これ質問するに当たって、ここ一、二か月デジタルの計量器を買いまして、ごみの計量を朝晩とやっております。ごみの管理は私の責任でありますので。それをやってよく分かったのが、家庭から出るごみの3割から4割は生ごみであるということが分かり

ました。ですので、ここにいかに焦点を当てて取り組むか、これは大きい。市からコンポストの話もありました。ただ、ご家庭で畑もないという家庭も当然いるわけですから、なかなか難しいご家庭もあることを理解しております。

もう一つは、雑紙です。皆さん、ご家庭で雑紙はどうしていますか。今まで私もいろいろいっぱい出るペーパーを全部ごみとして放り込んでおりましたが、今回意識して雑紙を分けました。これも一定の効果があることが分かりました。やってみて分かるごみ減量対策であります。

さあそこで、再問として、ごみ減量の官民の連携の取組について具体策の見通し、これをお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 藤本議員の一般質問の2問目、ごみ減量の取組についての再問、官民連携の取組の具体策と見通しについて答弁させていただきます。

令和5年度に本市から中央広域環境センターへ搬入しました可燃ごみのうち約7割が家庭からのごみであることから、ごみの減量化を図るには市民の皆様一人一人にごみを減らすことを意識していただくことが重要であると考えております。

議員ご質問の官民連携の取組の具体策と見通しについてでございますが、ごみの減量化を実現するためには、これまでの施策だけでなく、ふだん市民の皆様が実践しているごみの減量化のアイデアを募り、集約した結果を広く市民の皆様へ発信することも大切であると考えております。そのための仕組みづくりとして、家庭から排出されるごみの減量化に自主的に取り組む団体がワークショップや講演会を開催するといった活動をサポートする制度を早期に整えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ごみは生活のあらゆる場面から出るものでございます。市民の皆様はまさにこれ生活の知恵としてごみの減量化のアイデアをいっぱいお持ちであると思っております。その声を集め、まとめ、発信して行動につなげる、その活動をサポートする制度づくりこそ市の役割でないかなと思っております。

もう既に婦人会や市民グループの人たちが会を開き、官民連携の組織づくりに向けて動き出しております。この機を逃してはならないと思っております。組織をつくり、行動を起こし、官民が一緒になって成果につなげる。ごみの問題がさらに市民一人一人の問題に

なるためには、自治会などの地域に根差した組織の協力も欠かせません。ここは行政の力が必要です。

そこで、再々問として、市民が主役で進める市長のごみ行政に対する考えや方針についてお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の2問目の再々問、市民が主役で進めるごみ行政に対する市長の考えや方針について答弁をさせていただきます。

中央広域環境センターにつきましては、議員も先ほど言われましたように、来年の8月以降はごみの焼却は行わず、積替保管施設として利用し、ごみは県外へ搬出するとしております。こういったことから、令和7年8月から2年8か月の間に発生する経費を考えますと、ごみの減量化と分別により一層取り組んでいかなければならないと強く感じているところでございます。

令和6年の第3回阿波市議会定例会におきまして議員よりご意見をいただきましたように、ごみ減量化に当たっては市民が中心となって取り組むことや市民が様々なアイデアを出し合うことが非常に重要であると捉えております。先ほど言いましたように、ごみを減量化することによって、例えばトン8万円であれば、年間1市2町で1万6,000トンが1,000トン減ったら8,000万円減るということでございますので、これはずっと継続していかなければならないようなことなんです。こういったことで議員も申されたように、市長に就任して令和5年度に3回、今年度に2回阿波市まちづくりミーティングっていうのも主催いたしました。ごみの減量化に特化したことではございませんが、こういった中で様々な意見も、先月も1回したということで拝聴いたしました。皆様から得た貴重なご意見を市政運営に反映することで、市民が主役のまちづくりを実現していきたいと考えております。

議員ご質問のごみの減量化の取組についても同様のスタンスで、具体的には先月の11月6日に、藤本議員も言われましたように阿波市のごみ減量についての団体についていろいろな意見の要望というか提案というのをいただきました。現実的に実行できるようなことであるようにそのときは判断いたしました。こういったことで、具体的には市民や企業や民間が一体となって自主的に活動して連携を取りながら令和7年度、新年度からはこういった仕組みづくりに今年度から取りかかっていくということが非常に大事であると考えておりますので、こういったことで令和7年度には、4月からではもう遅いので、今年

度からいろんなことを検証して、実践して、結果が出せるような、予算とどう関係していくかは今言えませんが、こういったことを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 市長、9月に私質問して、それ以後、部長や課長と何回か話をしたことがあります。今までにも増して、部長、課長のやる気を感じております。その上に、今市長の答弁もいただきました。市長は人の話を聞くのがとても私上手だと、何も持ち上げてるわけではないんですけど、そういう意味では市民の声が届きやすいと思います。

そういう意味で、このごみの問題、減量の問題、何ととっても主役は市民であります。ごみ減量の取組を、前にも言いましたが、可視化する、見える化する、そして成果は市民に還元するというこういう流れをつくらないといけないんじゃないかなと思っております。主役は市民、これを市民が実感すれば、大きなうねりとなり、必ずごみの経費を減らす結果を生み出せると、私は信じております。それが行政への信頼につながって、市民が主役のまちづくりになる、町は必ずこれを進めれば変わる、阿波市のイメージは変わる、選挙のあれではないんですけども、こういう思いを今強く思っております。市民、行政、議会、三位一体となって、今後ぜひとも取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に移ります。

高齢化、後継ぎがない、安定した収入が得られないなどによって、農業を続けるのが困難な時代となりました。また、農地を貸そうと思ってもなかなか借手がない。さらに、耕作放棄地になれば課税地目が農地から雑種地に変更され、固定資産税が数倍に跳ね上がります。今まで米をはじめとする農作物を作っていた農地をどのように守っていったらよいのか、このような悩みを抱える農業従事者はここ阿波市でも少なからずいるのではないのでしょうか。そんなとき、土地の有効利用で太陽光発電ができないものだろうか、そう考えるのも自然であります。ところが、一般の農地を他のものに転用するには、様々な壁がありそうです。

そこで質問です。

太陽光発電における農地転用の現状についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 住友農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（住友勝次君） 藤本議員の一般質問の3問目、農地と太陽光発電についての1点目、太陽光発電における農地転用の現状についてでございますが、先ほどの吉田議員の質問の答弁内容と一部重なる部分がございますが答弁をさせていただきます。

太陽光発電における農地転用の現状についてでございますが、農地に太陽光発電設備を設置する場合は、農用地の立地基準と一般的基準の2つの転用基準を満たしていただく必要がございます。

初めに、立地基準といたしましては、申請する農地の区域により転用許可基準が異なります。まず、農業振興地域整備計画で定める農用地区域内の農地及び農地法第4条の第1種農地である管水路工事、圃場整備等公共投資された農地、10ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地については、太陽光発電設備は例外規定に該当しないため設置できません。次に、同法第4条の第2種農地については、その設備の設置について他に代替地がなく公益性が高い場合は設置が可能であります。また、同法第4条の第3種農地については原則設置が可能であります。転用許可は県知事の権限のため、事前に県の担当者と協議を行っております。

次に、一般的な基準といたしましては、事業実施の確実性が担保できていることや農業用排水施設に支障を及ぼさないこと、周辺農地の営農条件に支障を与えないことなどがあります。

以上の立地基準と一般的基準を満たした場合は、転用が可能となります。

そのほか、一時転用許可を受け農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電があります。この営農型太陽光発電を含む本市の太陽光発電施設による転用申請状況は、令和4年度は太陽光発電施設が14件、営農型太陽光発電施設は8件、うち新規2件。令和5年度は太陽光発電施設が16件、営農型太陽光発電施設は40件、うち新規4件。令和6年度は11月末現在、太陽光発電施設が14件、営農型太陽光発電施設が21件、うち新規が0件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で、農地転用には農地の種別による立地基準、さらに事業の確実性や施設の営農への影響を考慮する一般的基準の2つの基準があることが分か

りました。農地の中でも、いわゆる第1種農地は太陽光発電はできない、それは生産性の高い優良な農地の保全、圃場整備のために、北岸用水のパイプラインや区画整備など公共投資をしているなどが主な理由のようであります。

しかし、一時転用の許可を受けた場合、農地に太陽光パネルを設置し、農業と発電を両立させることができる営農型太陽光発電にすることができるということも分かりました。

そこで再問として、営農型太陽光発電の課題についてお尋ねいたします。

○議長（笠井安之君） 住友農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（住友勝次君） 藤本議員の一般質問の3問目、農地と太陽光発電についての再問、営農型太陽光発電の課題についてでございますが、先ほどの吉田議員の質問の答弁と重なりますが、答弁をさせていただきます。

営農型太陽光発電の課題についてでございますが、太陽光発電施設の下部の農地では営農の適切な継続が求められております。特に、本年度より下部農地は農林水産省農村振興局長通知において、農地転用許可の対象箇所が太陽光設備の日陰が生じる箇所から設備の在する区域全体へと拡大されました。このことにより、生産された農作物の品質が著しく劣化が生じないこと、下部農地で生産された農作物が平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないことなどの要件が太陽光設備の在する区域全体へ広く適用されることとなりました。加えて、年1回、収穫量、単収、品質等を県知事に報告する必要があります。この報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導し、従わない場合は是正勧告や原状回復命令等の措置が定められており、営農型太陽光発電はこれらの厳しい条件下において、いかに適切な営農を継続していくかが課題となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 先ほどの吉田議員のところで、農地の専門家でありますので、いろいろ声を拾い取りながら現状についての課題をるる挙げていただきました。

私も近所の第1種農地を持っている住民から、農地を守っていけないので、ある業者に土地を売って営農型太陽光発電にしようと思って3年待ったけれども、結局許可が下りなかったという話を聞きました。もう皆さんご存じだと思いますが、これ営農型太陽光発電施設の一つであります。この営農型っていうのは、通常の太陽光発電に比べて作りが非常に簡単であり、そして高い、それからパネル間に隙間があって光が入る、決定的なのは下

に作物を作る。作物もいろいろあるようですが、ハウレンソウであったり、コマツナであったり、ミョウガであったり、この間はオリーブの木を植えているという話も聞きましたが、そこでただ幾つか条件がありました。作物を作るんだけど8割ぐらいの生産量がないといけないということや、年に1回報告をしなければいけない。それから、3年過ぎると申請の手続をしなければいけない。そのときに、先ほど答弁でもありましたチェックが入るわけです。さらに、営農という部分については最大10年までだというふうな幾つかの縛りがあるということでありました。

答弁でもありましたが、結構条件が厳しいということで、適切な営農を継続しなければいけないということもあって、先ほど数値を言っていただきましたが、昨年度はほぼ零であったというようなことで、現状なかなか営農型の許可は下りないということでありました。これも含めて今回考えたのですが、持続的な農業と太陽光発電について、若干農業委員会のほうでどのように考えているのかについてお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 住友農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（住友勝次君） 藤本議員の一般質問の3問目、農地と太陽光発電についての再々問、持続的な農業と太陽光発電について答弁をさせていただきます。

持続的な農業と太陽光発電についてでございますが、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足などの影響により遊休農地等が増加しており、農地保全への取組が重要な課題となっております。農業委員会では、遊休農地解消に向け農地パトロールを実施し、遊休農地と判断された農地所有者に今後自ら耕作を行う意思はあるのか、あるいは農地を貸す意思はあるのかなど意思確認を行い、適切な農地利用に向けた勧告や貸付のあっせんを行うなど遊休農地対策を講じているところでございます。

今後におきましては、第1種農地における遊休農地対策の一つの有効的な手段として期待できる営農型太陽光発電の普及策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 私が今回なぜこの質問をしたかと申しますと、先ほども触れましたが、農地を守っていけない住民の方の悩みがきっかけでありました。もう農業はできない、かといって買手も借手もない、荒らすわけにもいかんということ。最近、近所でも、代々預かってきた土地がある、しかし作物は作っていないので草が生えますよね、もう今年みたいな夏は特別です。そうすると、そのまま放置しておれば、もちろん市からの

指導も入りますが、ご近所さんがどうにかならんのかいな、こういうふうに出るわけですよ。ですから、暑いさなかでも除草は最低限やらなきゃいけないと、そういうふうにいると悩みがあるということでもあります。そういう中であって何かよい方法はないものかと考えた解決策の一つが、農地を荒らさず太陽光発電で収入が得られる営農型太陽光発電ということでもあります。

ご存じのように、2012年に再生可能エネルギーを国が決めた価格で電力会社が買い取る固定価格買取制度FITが始まりました。ただ、当初は結構売電価格が高かったんですが、皆さんご存じのように、今もうかくんかくんかくんかくんと下がっています。初期投資といいましょうかパネル等が非常に価格が安くなっているということもあって、トータルで考えるとまだまだニーズがあるというふうなことでありましょいか。答弁でもありましたが、農業委員会では遊休農地対策をいろいろ講じているようです。農業を取り巻く環境が大きく変化している現在、様々な方法で悩みを抱える農地所有者に寄り添う施策を進めてほしいと強く願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時49分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可します。

中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 12番、日本共産党中野厚志、ただいまから質問を始めます。

最初の質問は、農業についてです。

先ほどの代表質問の中で原田健資議員とか樫原浩二議員が農業の大切さを言ってくれたし、阿波市が四国や中四国の中でどれだけ農業立市として大事な位置にあるかということも強調しておりました。

今世界の人口分布を見ると、かつては多いのが欧米中心の国々でしたが、今はインド、中国を中心にアジアの国々です。それを裏づける言葉や資料を紹介します。

近代経済学の始祖アダム・スミスは、水田はヨーロッパの最も肥沃な小麦畑よりもはるかに多量な食物を生産すると国富論で書きました。農民運動全国連合会農民連の試算で

も、日本の農地1ヘクタールが約10人を養うことができるのに対し、アメリカは0.9人、ヨーロッパ随一の農業国フランスでも2.5人、農産物の面積当たり収量が極度に低いオーストラリアに至っては0.1人です。地球の面積の4分の1を占めるにすぎないアジアに世界人口の6割以上が暮らしています。アジアモンスーンがもたらす豊富な雨量と肥沃な土壌で農地の生産力が高く、狭い土地でたくさんの人口を養えたという条件でアジアの大部分は長い歴史の中で小農地帯として形成されてきたのです。今、求められているのは、こういう小規模家族農業の力を生かして、食料自給率を抜本的に向上させる政策の実現だと思います。

そこで質問します。

今、食料自給率の向上が一番の課題。第3次振興計画の生産性の向上、多様な担い手の育成、阿波市ブランドの増強の3本柱での計画で、市としてこの課題にどうつなげていくのでしょうか。お答えください。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 中野議員の一般質問の1問目、農業についての1点目、今食料自給率の向上が一番の課題であるが、第3次阿波市農業振興計画で市としてこの課題にどうつなげていくのかについて答弁をさせていただきます。

近年、農業生産に影響を与えている気候変動や国際情勢の不安定化等により、食料安全保障上のリスクが高まっており、将来にわたって食料を安定的に供給するためには国全体としての食料自給率の向上が大変重要であると認識しております。こうしたことから、国は本年5月29日に農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保を基本理念に掲げ、現在食料自給率の向上に向けた具体的な施策の検討が進められており、本市といたしましては、その動向に注視しているところでございます。

一方、本市の食料自給率の向上への取組といたしましては、これまで産直市の支援をはじめ、6次産業化の推進や学校給食における地元農産物の積極的な利用など、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組を中心として展開してまいりました。しかしながら、さらなる食料自給率の向上を図るためには、今後、多角的、多面的な視点から取り組んでいくことが重要であり、議員お話しの農産物の安定供給を図る生産性の向上をはじめ、生産から加工、販売に至る多様な担い手の育成、農産物を有利販売する阿波市ブランドの増強など、第3次阿波市農業振興計画に掲げる施策の展開により、自給率の向上につなげてまいりたいと考えております。

今後におきましても、JAなど関係機関と連携強化を図りながら、農業の町阿波市としてその強みに支えられた持続可能な社会の実現を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

自給率の向上と持続可能な社会を目指すことは国民の願いです。日本消費者連盟が選挙期間中に各政党に対して行ったアンケートでは、食料自給率の目標について我が党が早期に50%を回復し、60%を目指すとはじめ、野党4党も早期に50%、まず50%と回答。それに対し、自民党は記述なしです。そもそも、食料自給率が先進諸国最低の38%まで低下したのは、自民党による亡国の農政が原因です。政府は1960年代以降、米国に言われるままに農産物の輸入自由化を進め、日本の農業を衰退させてきました。近年は、米作りは時給10円、畜産、酪農は赤字経営という状況が続く中、どこも後継者の確保に苦勞しており、農業者の平均年齢は2021年で67.9歳と高齢化しています。本来、政治にはこうした現状を打開することが求められていますが、政府は今年行った食料・農業・農村基本法の改定で食料自給率の向上の概念を投げ捨て、さらに輸入に頼ろうとしています。今後の食糧生産は相も変わらず規模拡大と輸出向けを推進と考え、今の日本を支えている多くの中小農家を支えようとしていません。

その中でも、家族農業は持続可能な新しい食料制度の柱と再評価されています。家族農業の10年は、コロナ禍で浮き彫りになった世界を持続不可能な状態にしている3つの問題、持続不可能な食と農のシステム、2番目、不公正な社会、3、地球環境の破壊と気候変動を転換する力として登場してきました。ただし、現実にはそうした多くの家族農業者は経済的に苦しい状況にあり、本来持つ力を発揮できていないところに課題があります。家族農業が潜在力を発揮できるように支援し、食料自給率を高め、持続可能な方向に社会を転換させる運動を大きく発展させることが求められています。

そこで質問します。

特に、農業従事者を増やすため、多様な担い手の育成を生かしたどのようなビジョンを阿波市として持っているのかお答えください。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 中野議員の一般質問の1問目、農業についての再問、特

に農業従事者数を増やすため多様な担い手の育成を生かしたどのようなビジョンを持っているのかについて答弁をさせていただきます。

議員ご質問の農業従事者数の増加につきましては、先ほどの食料自給率の向上をはじめ、本市の基幹産業である農業を守り抜くためにも最も重要な課題であると認識しております。しかしながら、令和2年の農林業センサスによりますと、本市の基幹的農業従事者数は2,554人で、平成27年の調査と比較してみますと5年間で20%以上減少しており、本市農業にとりまして非常に深刻な状況となっております。

こうしたことから、本市といたしましては、第3次阿波市農業振興計画の基本方針の一つとして、多様な担い手の育成・確保を掲げ、国の新規就農者育成総合対策事業をはじめ、徳島県やJA等の関係機関と連携した就農準備や受入れ体制の充実強化、また就農直後の経営確立を図る本市独自の支援策等を講じているところでございます。加えて、本市農業を未来に繁ぐための施策として、地域おこし協力隊員の受入れをはじめ、農業関連企業の誘致、一般企業による農業参入など、農業技術の普及や食農教育を進める地域密着型の取組も積極的に推進しているところでございます。

一方で、今後人口減少問題が深刻化する中で、特に家族農業や兼業農家など本市の農業の担い手としてその大部分を占める小規模農家の役割が大変重要となるため、小規模農家に対するサポート支援を強化していかなければならないと考えております。

今後は、こうしたことを念頭に置きながら、これまでの施策に加え、農業従事者数の増加に向けた効果的な施策展開により、持続可能な阿波市農業の確立に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。答弁にあるように、小規模農家に対するサポート支援の強化、これが一番基本だと思います。

そして、日本農業の底力を生かすためには、1つは歯止めなき輸入自由化にストップをかけること、生産コストを償う価格保障を実現すること、3つ目は新しい農の担い手を確保し、老年、壮年、青年のバランスの取れた家族農業経営を維持発展させることこそが重要だと考えています。フランスでは40歳未満の夫婦の就農に最高700万円強の生活費を3年間補助し、厳しくも温かい技術、経営指導を組み合わせ、農を継ぐ働き手を育て上げています。日本でも若者の就農や移住、定年帰農、Uターンなど新しい農の担い手を

確保する取組が進んでいます。高齢者の経験と力を生かすとともに、後継者確保に力を尽くし、老、壮、青のバランスの取れた農業構造をつくり上げることは、社会の新しい発展モデルを切り開くものになると言われています。そして、家族農業には、自給率を支え、環境に優しく、ウイルスにも強いという潜在力があります。

しかし、多くの小規模家族農業者は、先ほど言いましたように、その潜在力を十分に発揮できていません。その原因の多くは経済的な問題です。今後も、引き続き財政または制度政策による支援をお願いします。

次の質問に参ります。

県道志度山川線について。

阿波町の伊沢地区を縦断する志度山川線、南の本町から伊沢谷の引地までの中央幹線道路と言えます。細くて曲がりくねった道が2車線の見事な直線道路に生まれ変わって行きました。しかし、柴生東原地区の一部で用地交渉が進まず工事がストップしていました。以前の質問から3年弱になりますが、少しは進展が見られたのでしょうか。

質問します。

農協の東の地区の用地交渉等の進捗状況と今後の見通しについて答弁ください。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 中野議員の一般質問の2問目、県道志度山川線について令和4年第1回で質問、農協の東の地区の用地交渉等の進捗状況と今後の見通しについてのご質問に答弁させていただきます。

主要地方道志度山川線は、香川県さぬき市志度を起点として吉野川市山川町に至る延長約19キロメートルの幹線道路で、地域間交流を進める上で重要な路線の一つです。議員お話しのパイパス区間は、徳島県において平成13年度に事業着手され、現在阿波町北柴生の現道から市道中央東西線区間の東原工区、市道中央東西線から阿波地域交流センターあわむすび前の東原延伸工区で事業を実施していただいております。このうち、東原工区では、事業区間約1.7キロメートルを4工区に分け事業が進められ、これまでに事業区間北側より約1.3キロメートルの区間が供用されており、東原延伸工区では事業区間約315メートルのうち、あわむすび前から南へ約180メートルが供用開始されております。

議員ご質問のJA徳島県あわ市支店東側の一部の区間で用地取得などが未完了となっている箇所を進捗について、道路管理者である徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に確認した

ところ、未取得用地については任意の取得が難しい状況から、土地収用法に基づき手続を実施中である。改良工事については、両工区の未取得用地を含む区間約600メートルについて道路構造物工事を先行発注しており、令和6年10月に施工業者が決定した。この工事が完成した後に、別途舗装工事、道路附属物工事等の発注を予定していることから、事業の完成時期は明言できないが、全線供用に向け、地元阿波市と共にしっかりと取り組んでまいりたいとの回答をいただいております。

主要地方道志度山川線バイパス区間の沿線には、阿波運転免許センターを含む阿波地域交流センターあわむすびや伊沢小学校、阿波中学校、JA徳島県の野菜集出荷貯蔵施設などがあり、今後も交通量の増加が予想されることから、地域の活性化、住民の利便性はもとより、自動車の円滑な通行、児童・生徒の安全な通学路確保に向け、早期の供用が図られるよう県と連携して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。答弁の中で地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら粘り強く用地交渉を進め、早期完成に努めるということで取り組んでいきたいというふうな回答をいただいとるところですが、一応見通しが立ったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

実は、11月18日の議会運営委員会があった週に、午後、県道船戸切幡線を東に向かい、志度山川線を横断しようとしたら、県の車とか工事関係者の人々が集まっていたので何の集まりだと思って車を降りて県の職員に志度山川線に何か進展があったのですかと聞くと、町内の土木建設業者の社長、教え子なんですが、そばにやってきて、つながるようになったからと一言言ってくれました。やっと工事が始まるんだと少し何かうれしい気持ちになりました。何十年か前は阿波町の南北の道に幅五、六メートルの2車線の道路は全くありませんでした。それを考えるとすごい進展だと思います。

しかし、林地区には工事がストップしている県道もあります。志度山川線の完成が阿波市発展につながることを期待してこの質問を終わります。

次に、国民健康保険について質問します。

12月2日からマイナンバーカードの保険証への移行が始まるということで、11月の終わりに徳島新聞がマイナンバーカードの保険証について特集記事を載せてくれました。

11月28日の徳島新聞には、マイナ保険証医療機関の7割トラブルある、県保険医協調

査、現行保険証の併存を訴えという記事が載ってました。この記事は、マイナ保険証について県内の開業医らでつくる県保険医協会が8月下旬から9月上旬にかけて会員を対象にアンケートをした結果の報告であると書いてあります。404機関にファクスを送り、90機関から回答を得た、このうち63機関がトラブルがあったと答えていました。昨日から今日のニュースでも、阿南のほうでは日付の打ち間違いでしばらくトラブルが続いたというニュースも入っていました。

その中で、トラブルの内容で多かったのが、1つ目は患者の名前や住所の一部が黒丸で表示される38機関、カードリーダーの接続不良、認証エラーが32機関、患者の医療情報が確認できない等資格情報が無効17機関。でも、徳島市内のある医療機関では、3年ほど前からマイナ保険証を導入、現在約2割の患者が利用してるそうです。黒丸で表示されるトラブルは月に数回あり、職員はその都度入力をし直しているそうです。カードリーダーの接続不良のため認証できないことも年に何回か発生し、原因は不明ということ。12月2日以降の医療機関での受付業務についての質問に対し、スタッフを増やして対応せざるを得ない66機関、今も混乱しており廃止後は業務に忙殺される30機関、しかし逆に大きな混乱はないと思うと答えたところも16機関ありました。ここでの医療機関では、約2割が利用と紹介されていました。

それでは、質問します。

12月2日から、マイナンバーカードの保険証への移行となりましたが、利用状況はどうなっているのかお答えください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の3問目、国民健康保険についての1点目、12月2日からマイナンバーカードの保険証への移行となったが利用状況はどうなっているかについて答弁させていただきます。

国の法改正に伴い、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証を一本化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。これに伴い、マイナンバーカードと国民健康保険証の利用登録をされている方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただくこととなります。

議員ご質問のマイナ保険証への移行に伴う利用状況はどうなっているのかについてでございますが、まず本市の国民健康保険の被保険者数につきましては、令和6年10月末現在7,397人であり、そのうちマイナ保険証の利用登録者数は4,837人となっております。

り、登録率は65.39%でございます。一方、令和6年11月1日現在の本市国民健康保険のマイナ保険証の利用率につきましては16.4%で、徳島県平均15.3%を1.1ポイント上回っておりますが、全国平均16.7%と比較しますと僅かに0.3ポイント下回っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

マイナ保険証の利用率が少ないなと思っていたら、また11月30日の徳島新聞にマイナ保険証の記事が掲載されました。県内利用率14.17%、10月時点。11月には15%になりましたので、1か月で1%強利用率が増えているのが分かりました。また、徳島市内のある病院では、患者に対しマイナンバーカードを持っている場合は積極的にマイナ保険証の登録を呼びかけて、5月に6%だった利用率が10月には20%に増加したという報告もあります。

逆に、地域の診療所からは、高齢の患者が多く、マイナ保険証を持っていても使いこなせない人が多く、暗証番号の入力の際に間違えてロックがかかったケースもあり、患者をサポートするために職員の負担が増えているという報告もあります。マイナ保険証の利用に賛否両論がある中、開業医でつくる県保険医協会の理事長は、現行の保険証を12月以降も使えるように存続を求めているというコメントがありました。

そこで質問します。

今後、どのようにマイナ保険証の移行を進めていくのかお答えください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の3問目、国民健康保険についての再問、今後どのようにマイナ保険証の移行を進めていくのかについて答弁させていただきます。

本年4月に交付いたしました国民健康保険証は有効期限を令和7年7月31日までとして発行しております。令和7年8月1日以降におきましては、マイナ保険証の利用登録をされている方は引き続きご利用していただきます。一方で、マイナンバーカードと健康保険証を利用登録されていない方につきましては、発行済み国民健康保険証の有効期限が切れる前に紙媒体の資格確認書を交付することとしております。これにより、引き続き医療を受けることができます。

本市といたしましては、引き続き制度概要の周知及びマイナ保険証の利用登録について広報あわやケーブルテレビ、またホームページやLINE等の様々な媒体を活用いたしまして、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

マイナ保険証を利用するには、政府のオンラインサービスマイナポータルを使って利用登録を自分自身で行う必要があります。マイナポータルでは自分の医療や健康、介護や所得、税金など様々な個人情報が閲覧できます。これらの情報は、マイナ保険証のシステムやマイナンバーを使って国の行政機関や自治体、日本年金機構、健保組合などから集められるものです。マイナポータルは、表示された個人情報を自らの意思で民間サービス等に提供できる機能を持っています。企業等が個人情報を取得するには法律上本人の同意が必要です。その同意を得る仕組みとしてマイナポータルが使われるのです。

11月30日の徳島新聞の記事にもありましたが、県内で老人ホーム4施設を運営する社会福祉法人はこれまで入所者が医療機関の診察を受ける際に預かった現行の保険証を提出していました。しかし、税金や年金といった個人情報が入ったマイナンバーカードにひもづけされたマイナ保険証は紛失時のリスクが大きいなどとして預からない方針を決めました。全国でも施設側がマイナンバーカードの代理申請を代行できると回答した施設は僅か6.5%にすぎません。施設職員が個人情報であるカードの暗証番号を管理できないからです。そもそも、マイナンバーカードと保険証は別物なのに無理やり保険情報をひもづけしようとするからトラブルが起こるのです。

マイナ保険証への一本化は、国民の医療情報を利活用してビッグビジネスを生み出し、財界、大企業の大もうけのためにするためです。しかし、全国民が持たなければ国民の情報を集約、把握できません。だから、マイナンバーカードの取得は任意なのに事実上強要しようとしているんです。

本市では、9月議会でマイナンバーカードにひもづけしない人への対応として健康保険証の有効期限が切れる前に同じ紙媒体の資格確認書を交付すると答弁してくれました。有効期限は令和7年8月1日から1年更新を予定しており、これにより引き続き医療を受けることができると答弁をいただいております。私もマイナンバーカードにひもづけする気は一切ありません。

最後に、県保険医協会の現場の理事長からのマイナ保険証の運用が本格的に始まると医療現場が混乱するのは目に見えてる、紙の保険証を残すべきだという声を紹介して、私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日6日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時27分 散会